

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 4 年 3 月 9 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、上野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 06 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「津波ハザードマップの作成・配布について」及び

「災害時要援護者避難支援プラン整備事業について」

○（総務）杉本主幹

津波ハザードマップを作成いたしましたので、報告いたします。

津波ハザードマップは、過去に発生した地震の記録などを基に、浸水が予想される範囲や到達までの時間、避難場所などを示したもので、市では平成22年3月に北海道から示された「津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書」に基づき、今年度、緊急雇用創出事業により沿岸地域の地形などの基礎調査を行い、市内沿岸地域を1、蘭島・忍路地区、2、桃内・塩谷地区、3、祝津・高島地区、4、港湾地区、5、船浜・朝里地区、6、銭函地区（1）、7、銭函地区（2）の七つの地区に分け、沿岸地区などの世帯数を考慮し、2万3,000枚作成いたしました。

マップには、津波シミュレーションを基にした北海道日本海側での六つの津波を想定津波とし、そのうち本市への影響が大きい三つの津波を選定し、それぞれの地域ごとに津波が到達する最高の標高である最大遡上高、地震の発生からプラスマイナス20センチメートルの水位変化が生じるまでの時間である影響開始時間、陸地で浸水などの被害が発生する可能性がある時間である陸域被害警戒時間、第1波におけるピークまでの時間を表示し、最大となる津波浸水予想範囲や浸水の深さなどを地区ごとの縮尺7,000分の1の地図上に色分けして図示しております。また、各沿岸区域の5メートルごとに30メートルまでの標高ラインや主な地点の標高値、避難所の位置と標高などを地図上に表示しております。

マップの配布・公開についてですが、市役所の市政資料コーナーや各サービスセンターで閲覧できるほか、3月21日からホームページでも公開いたします。

津波による避難が必要な沿岸地域については、3月21日から順次説明会を開催し、該当地区のハザードマップを町会などを通じて配布するとともに、今後はこのマップを基に住民参加による地域ごとの津波避難計画を町会などで作成していただくこととなります。

北海道では、東日本大震災を受け、今年度中に新たな津波シミュレーションによる津波浸水予測図を作成する予定でしたが、日本海沿岸地区における津波による堆積物調査などの追加により、平成24年度以降に延期されることとなりました。このため、今回作成した津波ハザードマップは、現行の予測図に基づいて作成したものです。北海道から新たな津波浸水予測図が示されたときには、今回作成したハザードマップの内容を改訂し、市内の全世帯に配布する予定です。

次に、今年度実施いたしました災害時要援護者避難支援プラン整備事業について報告いたします。

災害時要援護者につきましては、平成20年度から登録を開始し、現在約9,000名の登録があります。このうち、約1,800名の方については、避難する際に手助けをしていただく近隣に住む支援者が決まっておりました。そのため、今年度、緊急雇用創出事業により臨時職員を昨年9月5日から今年1月12日まで5名を雇用し、民生委員の協力をいただきながら支援者の決まっていない方について訪問調査を行い、支援者の選定を行ったものです。

調査の結果につきましては、調査対象者の総数が1,822名、このうち支援者が不要だった者が320名、その内訳は施設の入所者が49名、自力避難が可能と判断された者が271名となっております。これを除いた避難支援者の決まっていない要援護者が1,502名、このうち今回の調査により支援者が決定した要援護者が805名、これは支援者の決まっていない要援護者の53.6パーセントになります。調査の結果、支援者が未登録である要援護者が697名、これが46.4パーセントとなりました。

今回の調査で「支援者が選定できなかった」につきましては、ほとんどの方が長期不在の方であり、入院、施設入所又は親類宅などへ身を寄せている可能性が高いため、新年度からこの方々について追跡調査を行う予定です。

○委員長

「学校跡利用の基本的な考え方（案）について」

○（総務）企画政策室川嶋主幹

学校跡利用の基本的な考え方の案について報告いたします。

資料をごらんください。

学校跡利用の基本的な考え方の案は、市内小・中学校の再編に伴い発生する学校跡地の利活用について基本的な考え方を示したもので、1、目的、2、背景、3、基本的な考え方で構成しています。

1、目的では、教育委員会が定めた「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づき、市内小・中学校の再編に伴い発生する学校跡地の有効な利活用を図ることを目的としております。

2、背景では、少子化が進み、児童・生徒数及び学級数が減少し、多くの小・中学校が小規模校となっていること、昭和50年代以前に建築された校舎、屋内運動場が多いことから、学校施設の老朽化が進んでいること。これらのことに的確に対応するため、教育委員会では市内小・中学校の再編を進めており、その過程で発生する学校跡地を有効に利活用することが必要としております。

3、基本的な考え方では、学校施設は避難所としての位置づけのほか、選挙時の投票所や地域コミュニティの場として、また、学校開放事業などで多くの市民にも利用されていることから、「学校跡地の利活用については、（1）従来の利用に配慮しつつ、代替施設の有無や建物の耐震化改修経費、維持管理経費などの財政負担について十分検討した上で、公共施設としての利活用の可否を検討する。（2）将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付けなどを検討する。を基本とします」とその基本的な考え方を示しており、最後に「市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の要望や意見を聞くこととし、地域の特性や課題に配慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう学校跡地の利活用について検討します」としております。

なお、学校跡利用の基本的な考え方の素案は、本年1月6日から2月6日までの期間、パブリックコメントの募集を行い、3名、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び市の考え方については、市のホームページに掲載しております。

また、当初タイトルを「学校跡地利用の基本的な考え方」としていましたが、学校跡地利用では土地に限定したイメージが強いことから、「学校跡利用の基本的な考え方」に変更いたしました。

○委員長

「平成24年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室山本主幹

平成24年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月16日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

提出された議案につきましては、いずれも2月8日開催の当委員会において報告いたしました平成24年度一般会計予算、平成24年度港湾整備事業特別会計予算、平成23年度一般会計補正予算（第1号）、平成23年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）の4件であり、それぞれ原案どおり可決されました。

また、報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について専決処分報告があり、承認されました。

○委員長

「並行在来線経営分離の同意等について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

並行在来線経営分離の同意等について報告申し上げます。

昨年12月13日開催の総務常任委員会で報告いたしました北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離につきましては、北海道からの照会に対し、第4回定例会終了後の12月16日に同意の旨を口答で回答いたしました。

今後につきましては、昨年12月1日開催の総務常任委員会で説明いたしましたとおり、国土交通省から並行在来線の沿線自治体に対し、文書による意向確認が行われる予定でありますので、同意の旨を文書で回答いたします。

また、並行在来線経営分離の同意に関する地域への説明につきましては、本年2月8日に塩谷・桃内地区、9日に蘭島・忍路地区を対象に懇談会を開催いたしました。これは北海道新幹線新函館－札幌間が正式に認可・着工されますと、新函館－小樽間が新幹線駅開業時にJRから経営分離され、小樽市内では蘭島駅、塩谷駅が対象となることから、その地区にお住まいの方に対し、市として経営分離に同意した経緯を説明するために開催したものであります。

開催に当たっては、両地区に22あるすべての町会に回覧板により開催の周知をしております。

懇談会におきまして参加者からは、同意回答する前に地元住民に対して説明をするべきではなかったのか、今後は公共交通機関の確保について考えてほしいなどの意見が寄せられたところではありますが、それについて市長からは沿線自治体が並行在来線の経営分離に同意することが新幹線着工の条件の一つとなっているため、まずは北海道新幹線の札幌延伸を実現するために、市として同意の旨を回答し、今後は住民の足をしっかりと確保するよう協議していくということなどを説明いたしました。

また、市の広報を通じて、同意についての周知を図っておりまして、広報おたる2月号に、北海道新幹線の札幌までの開業時に蘭島駅、塩谷駅がJRから経営分離されることについて、小樽市が同意回答したことを掲載したところでございます。

○委員長

「平成24年度学校給食費の改定について」

○（教育）学校給食課長

平成24年度学校給食費の改定について報告いたします。

本市の学校給食の実施内容及び学校給食費については、昨年9月に教育長から保護者、学校教職員、学校長の3者で構成する小樽市学校給食運営協議会に諮問し、その検討結果については、去る3月7日に答申として市教委へ提出していただきました。市教委は、このたびの答申内容を踏まえて、平成24年度の給食内容及び学校給食費を決定しましたので、その内容について報告申し上げます。

別紙資料に基づき説明いたします。

1、給食内容についてであります。文部科学省の学校給食摂取基準に基づき記載の内容で実施しております。

2、学校給食費についてであります。 (1) 原料価格の動向につきましては、主食であるパン及び米飯の価格が北海道学校給食会から示され、パンは道産小麦を原料としておりますが、この間の価格動向から原料価格が2パーセントの引上げとなりました。また、米飯につきましても、道産米を使用しておりますが、道産米に対する東日本大震災後の需要の高まりなどの影響から12.7パーセントの引上げとなりました。めん類につきましては、うどん、ラーメンとも道産小麦を原料としておりますが、この間の製めん業者における仕入れ価格の上昇や燃料費の高どまりなどの影響から、価格が10パーセント及び5.2パーセントの引上げとなりました。さらに、牛乳についても北海道において入札により価格が決定されますが、1.2パーセントの引上げとなりました。

次に、(2)の1か月当たりの引上げ額につきましては、これら主食等の改定後の価格から給食1食当たりの単価が3円16銭の引上げとなり、これを月額に換算いたしますと50円の改定となります。

次に、(3)中学校3年生の年間給食回数についてであります。平成24年度から新学習指導要領が中学校において全面実施となり、年間授業時数がこれまでより増加することから、これまで年間180回としていた給食回数を5回増の185回といたしました。

これらの価格改定や中学校3年生の給食回数の増加などにつきまして、運営協議会の給食検討委員会におきまして検討を重ねていただきましたが、このたびの価格改定は主食、牛乳等の引上げであり、その引上げ分を価格で調整する場合には、おかずの削減にもつながる水準と考えられ、結果として必要な栄養摂取基準を満たさないことも想定されることから、これまでの給食内容を維持するため、給食費の最小限度の引上げはやむなしとの答申を受けた経過であります。

改定後の給食費につきましては、(4)の表内に記載のとおり、小学校及び中学校1、2年生につきましては、月額50円の引上げ、改定率はおおむね1.4パーセントとなります。中学校3年生につきましては、回数増もあることから、月額180円の引上げ、改定率はおおむね4.3パーセントとなります。

今後、保護者へ内容の周知を図るため、改定金額及び改定に至った経過などにつきまして、本常任委員会への報告を経て、その後、文書をもって各家庭へ連絡し、御理解を得ていく予定であります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について順次説明願います。

「議案第28号について」

○（総務）総務課長

議案第28号小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回一部改正を提案いたしました条例は、いずれも障害者自立支援法第5条の定義の規定を引用しております。条例案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、それぞれの条例の引用条項を変更するものであります。

なお、施行期日は平成24年4月1日であります。

○委員長

「議案第29号について」

○（財政）税務長

議案第29号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正は、平成23年12月に交付された地方税法の一部改正などに伴うものでございます。

改正内容は4点あり、まず1点目は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についてであります。個人市民税において東日本大震災の発生で損失した被災資産の原状回復費等を雑損控除として繰り越しできる年限を、これまで災害がやんだ日から1年としたものを3年へと延長するものであります。

2点目は、均等割税率の特例についてであります。個人市民税の均等割額を平成26年度から10年間の期間限定

で、年額500円引き上げるものであります。なお、同時に道民税分も500円引き上げられるため、均等割額全体としては年額1,000円の引上げとなります。

3点目は、分離課税に係る所得割額の特例の廃止についてであります。個人市民税においてこれまで退職所得を分離課税とし10パーセントの税額控除の措置をとっておりましたが、この措置を廃止するもので、平成25年1月1日から支払うべき退職所得からの適用となります。

4点目は、たばこ税率の改定についてであります。たばこ税の地方配分額のうち、都道府県への配分額の一部を市町村分に振り替えるものであり、適用は平成25年度の課税分からとなります。このことによるたばこ本体価格の値上げはありません。

○委員長

「議案第44号について」

○（教育）図書館長

議案第44号市立小樽図書館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本案の提案理由であります。昨年、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権第2次一括法の制定に伴い、図書館法の一部が改正され、図書館協議会の委員の任命基準を市町村の条例で定めることとなりました。そこで、本案は、市立小樽図書館協議会の委員の任命基準に係る市立小樽図書館条例の一部を改正するものです。

具体的に申し上げますと、委員の任命基準を「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が任命する。」といたしたい。

○委員長

「議案第45号について」

○（教育）総合博物館副館長

議案第45号小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

本案の提案理由であります。昨年、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」、いわゆる地域主権第2次一括法の制定に伴い、博物館法の一部が改正され、博物館協議会等の委員の任命基準を市町村の条例で定めることとなりました。

そこで、本案は、小樽市総合博物館の博物館協議会、市立小樽文学館審議会及び市立小樽美術館協議会、それぞれの委員の任命基準に係る小樽市総合博物館条例、市立小樽文学館条例及び市立小樽美術館条例の一部を改正するものです。

具体的には、それぞれの委員の任命基準を協議会、文学館においては審議会ですが、その「委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が任命する。」とするものでございます。

○委員長

「議案第46号及び第47号について」

○（消防）予防課長

まず、議案第46号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成23年12月21日に公布された危険物の規制に関する政令の一部改正により、これまで非危険物として消防法の規制対象外であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物、別表第1の第1類に追加されました。条例本則では危険物の品名を明記していないことから、このたび追加となった危険物について新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの位置、構造、設備の技術上の基準等の適用に係る経過措置を附則により設けるものであります。

施行期日は、平成24年7月1日となります。

続きまして、議案第47号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成23年12月21日に公布された危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するため、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに設けられました。これに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われたことから、浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料を新たに設けるものであります。

施行期日は、平成24年4月1日となります。

○委員長

「議案第53号について」

○小貫委員

議案第53号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨の説明を行います。本会議で詳しく説明していますので、簡単に説明します。

2月6日、今年は、石狩湾新港にアメリカ軍第7艦隊マスティンが入港しました。このマスティンは、核兵器を装填できる巡航ミサイルトマホークを装備しています。

また、3月1日には、ビキニの被爆から58年を迎えました。

昨年3月11日の原発事故を含め、日本は4度核被害を受けました。これ以上核による被害を広げたくないというのが、被爆者をはじめ多くの人々の願いです。核兵器の持込みを許さず、平和な小樽港実現のために、本条例の制定が必要だと考えます。

委員各位の御賛同いただきますように訴えて提案といたします。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎議案第29号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

議案第29号小樽市税条例の一部を改正する条例案について最初に伺います。

たばこ税については負担がないということなので、質問をやめます。

市民税の均等割額について500円値上げすることなのですが、これについてももう少し詳しく理由をお聞かせください。

○（財政）税務長

均等割額の500円の引上げの理由というか、内容についてでございますが、東日本大震災の復興に関する防災対策の財源確保ということでございまして、具体的には学校の耐震化の工事といったものの財源に充てるということで均等割額の市民税の部分が500円、道民税の部分が500円で、合わせて1,000円が平成26年度の課税分から引上げになるということになってございます。

なお、地震の復興の関係では、所得税のほうも現行の税率からプラス2.1パーセント上乘せするとか、そういう形での増額というのですか、そういうものが予定されていると聞いております。

○小貫委員

これによって、市の税収は上がると思うのですが、幾ら税収が上がって、そうするとその分何が減らされてくるのか、お聞かせください。

○（財政）税務長

平成22年度の決算ベースですと約2,800万円の増収ということになると思います。ただ、26年度の課税ですので、人口が減っているのベースはこれよりは次第に減ってくるとは思っています。その分、見合いで何が減らされるかということでございますけれども、一般的にはその市税が増収となり、地方交付税の算定基盤となる基準財政収入額が増となった場合には、地方交付税がその分一定程度減らされるという形になってございます。

○小貫委員

そうすると、市民税のこの均等割に係る課税最低限の所得というのが幾らになるか、お聞かせください。

○（財政）税務長

均等割額のみが課税されるという形であれば、大体標準年収、御夫婦だけで、夫だけの収入ということであれば、給料収入で言えば、約148万円から170万円の間ぐらいの方が均等割だけ課税されるという形になると思います。

○小貫委員

ということは、月額10何万円の人も1,000円の値上げけれども、50万円もらう人も1,000円ということで、極めて不公平な税制だと私は思います。

続いて、退職金の控除の廃止についてもう少し詳しく、なぜ廃止になるのかお聞かせください。

○（財政）税務長

この退職所得の控除の廃止については経過がございます。通常の市民税の課税方式では、翌年度の課税になるのですが、この退職所得というのは、通常の所得とは分離して、当該年度で課税されるもので、その優遇措置として10パーセントの税額控除がこれまで受けられていました。

そもその背景としては、昭和41年度の税制改正でこの制度が創設されておりまして、当時は、年率、例えば6パーセントとか7パーセントとか高金利の時代だったようで、そのときに現年課税による1年早い徴収で税額相当の運用益が失われるというような理由から、昭和42年からこの10パーセントの税額の優遇措置が導入されたということになっております。しかし、現在は御承知のとおり、ほとんどゼロパーセントに近い金利ですので、本来の目的はもう達しただろうというようなことで廃止するという事になったと聞いております。

○小貫委員

ということは、退職金にかかわってもらうお金が減ることだと、控除が廃止されるのでだと思うのですが、これだけ所得が減っている中で、年金ももらう年齢が引き上がっている中で、大変厳しい措置だと思います。そういう意見だけ述べて、次の質問に移ります。

◎陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について

新・市民プールについてなのですが、今回、陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等についてで、新しい建設地が提案されています。この場所について教育委員会の御意見を伺いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

今回、この陳情で上げられている敷地につきまして、担当課といたしまして、プールと駐車場を合わせて5,000平方メートルの建築面積が必要と考えているところでございます。今回、提案のありました旧小樽税務署の敷地は、それから見ると小さいので、難しいと考えております。

○小貫委員

ただ、駐車場については、先ほど提案者からもありましたように、階層にするとか、地下式にするとか、あそこにはプールができるのであれば、生協に協力を求めるということも可能だと思うのですが、そういう手だてをしても十分な広さがとれないということなのではないでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

旧税務署敷地につきましては、先ほど陳情者からもお話がありましたように、2 筆に分かれており、段地の敷地となっております。その関係もございまして、またプール建設に必要な附帯設備などを考えていきますと、プール本体のみはたぶん建つと思います。ただ、駐車場スペースということになりますと、車道の確保、駐車枠の確保、障害者用のスロープ等を考えますと、難しいと考えます。

○小貫委員

ですから、例えば生協に協力を求めることは、要は駐車場をつくらなかった場合は可能だということによろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には、公的施設の面積の中にすべておさめるような形として考えておりますので、民地の活用をするということについては今考えてございません。

○小貫委員

ということは、教育委員会としては、この場所は不適切だと考えているということによろしいでしょうか。

○教育部長

実は、私もその土地を以前から知ってはいるのですが、改めて見てまいりました。そういうことで、見てみますと、敷地が3,000平方メートルを少し切るというようなことであり、広さの点あるいは土地の形状、そういったところからどうかという感じは持っております。プールの建設用地という見方で調べてまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

教育委員会がそういうことであったならば、建設場所について前定例会から、これを検討するというのなら、どのような取組をしてきたのか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今までも答弁してきておりますように、5,000平方メートルという土地を見つけるのに、今苦労しているところでございますが、なかなか適地が見つからない状態で、現在は国有地や道有地などの照会があった土地の面積等を調査しているところでございます。

○小貫委員

先ほど陳情の提案者から5,000平方メートルは必要ないという提案があったのですが、それに対して教育委員会は間違えているという考えなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には、何回も繰り返しますが、5,000平方メートルの中にプール建設規模といたしましては約2,000平方メートル、駐車場の確保といたしましては、市民大会レベルの駐車場の確保ということで100台のスペースをとり、1台当たり約18平方メートルぐらい必要になります。それプラス管理道路ということになりますと、やはり3,000平方メートルぐらいのものが必要と考えているところです。

○小貫委員

だから、その市民大会というのは、年何回も開かれないわけだから、それほど必要ないと利用者はおっしゃっているわけです。それでも、教育委員会としては必要だということなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には、市民大会レベルでも100台以上とまるということがあります。通常でも、日中の利用状況からいたしまして、二、三十台がいいところという現状もございます。ただ、小学校の水泳教室の送り迎え等になりますと、40台から50台というような形で車の出入りがございます。この部分を考えますと、ある程度の駐車場スペースの必

要性はあると考えています。

○小貫委員

次に、総合計画の前期実施計画では、平成23年度から25年度にかけて整備事業を行うとなっています。この事業概要に書いてある先例事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計、これらはどこまで進んでいるのか、説明してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

前期実施計画の中にあります先進事例の調査につきましては、道内の市や町のプールの規模などを調査して、ある程度終わっております。また、関係団体との協議につきましては、アンケート調査や水泳関係団体とも協議をしており、今後も協議についてはしていきたいと考えております。また、用地が見つからないことで、基本設計、実施設計がまだ進んでいない状況です。

○小貫委員

平成25年度までに実施設計を終えるということでもいいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

前期実施計画といたしましては、実施設計までをのせているところであり、それに向けて現在、用地の確保について適地を探しているところでございます。

○小貫委員

実施設計を平成25年度に終わらせるには、いつまでに用地を確保しなければいけないのでしょうか。

○教育部長

実施計画との関係でございますけれども、再三課長が答弁してございますが、現在、建設用地について情報も含めて検討を進めているところでございます。なるべく早くめどを立てたいというふうに考えておりますけれども、今後の進め方につきましては、市の全体の財政のこともございますので、市長部局と協議を行いながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

なるべく早くというのをずっと聞かされてきているのです。なるべく早くと言うけれども、そのなるべく早くというのがいつなのですかというのを聞きたいのです。

○教育部長

繰り返しになりますけれども、今の段階ではいつまでにというめども、現実的には土地の確保という観点から、明確に答弁できないということでございます。基本的には第6次総合計画ということで位置づけられておりますので、そういう中で市長部局と協議をしまいたいというふうに考えております。

○小貫委員

聞き方を変えますけれども、実施設計を平成25年度までに終えたら、最低でもいつまでに、逆算すればわかる話だと思うのですよ。いつまでに用地確保しなければいけない。それまでに確保できるかどうかはともかくとして、いつまで確保しなければいけないのかということを知りたいのです。

○教育部長

以前、前教育部長も議会で答弁申し上げておりますけれども、期間は1年程度あるいは1年強かかるということでも申し上げております。そういうことでいきますと、もうぎりぎりの段階だというふうには考えてございます。

○小貫委員

ということは、確認しますと、来年度中には見つけないと間に合わないということによろしいですね。

○教育部長

一つの目安としては、1年という区切りが考えられるというふうに考えてございます。

○小貫委員

◎原子力関連の副読本の活用状況について

次に、学校教育について聞きたいと思います。

原子力関係の副読本について、昨年11月に文部科学省が放射線等に関する副読本を作成しています。この事故の前にも原子力の副読本がつくられていますけれども、本年度の活用状況について押さえていましたらお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

今までの、これまでの原子力関連の副読本の活用状況についてでございますが、文部科学省の調査に教育活動等調査というものがございます。その中の一つの項目に、平成23年度におきます状況がございますが、副読本の活用状況として小学校9校、中学校4校で活用しているという報告を受けているところであります。

○小貫委員

ということは、あの事故があってもこの副読本を活用していたということになると思います。

それで、セミナーも教職員向けに開かれていると思うのですが、これについての参加はどのようなのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

委員がおっしゃられているセミナーというのは放射線等に関する教育職員セミナーという形でということで答弁いたしますと、これにつきましては、主催は経済産業省でございます。北海道におきましても、後志管内におきましても岩内町で開催されているところでございます。これにつきましては、市内の中学校の教員1名が参加しております。

○小貫委員

この放射線についての副読本なのですが、ホームページを見ますと、「保護者、学校の皆様へ」ということで、文部科学大臣の名前で活用について書かれていますが、どのように書かれていますか。

○（教育）指導室石山主幹

委員がお話しになっておりますホームページ、「放射線等に関する副読本」ということで「保護者、学校関係の皆様へ」ということで出ているものでございますが、概略をお話いたします。

福島第一原子力発電所の事故のような特別な状況に国民一人一人が適切に対処していくためには、放射線等の基礎的な性質について理解を深めることが重要であるということから、文部科学省では学校教育における指導の一助として使用していただくために放射線等に関する副読本を作成したということでございます。

○小貫委員

この活用については、指導要領では使わなければいけないというふうにはなっているのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

学習指導要領には、そのような記述はございません。

○小貫委員

これを読みますと、放射線は身近にあるものということがやたらと強調されています。原発事故への反省が全く感じられない、そういうものであります。自然で受ける放射線と医療機関で受ける放射線というのは全く違います。教育委員会として、この副読本を教育現場で活用していくということについて、どのように考えているのでしょうか。

○（教育）指導室長

先ほど主幹からもありましたが、文部科学大臣のコメントにもありますように、これは学校教育における指導の一助として活用するということですので、副読本というのは、私どもは例えば「わたしたちの小樽」という副読本

もつくっておりますが、あくまでも教科書を補助するという形での活用になっております。

そのようなことで、ただ現在、この副読本は各学校に届いておりません。児童・生徒向けには届いておりません。参考に 1 冊ということで届いておりますけれども、そういう状況も踏まえまして、今後さまざまな観点からこちらを見極めまして、考えていきたいと思っております。

ただ、学習指導要領の中では先ほどありましたように、子供たちが主体的に問題等の解決を図るように学習の成果や生活の改善を図って、自然の事物や現象について実感を伴った理解ができるようにすることということで指導内容という形でそのようなことは示されておりますけれども、今後、適切に活用していきたいと思っております。

○小貫委員

ただ、今、福島県から避難してきている人もいる中で、小学校に行ってみたら放射線について考えてみようという放射線は身近にありますという説明を教員からされたら、子供は傷つくと思うのです。その辺は十分配慮していただくことが必要だと思います。

それで、先ほどのホームページの文部科学大臣の文章で気になる表現がありまして、「幼稚園や P T A 関係団体、公民館や図書館への配布を行う」と書いてありますけれども、これについて小樽市としてどうするつもりなのかお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

幼稚園については、小樽市には公立幼稚園はございませんけれども、私立幼稚園につきましては、配布に関する通知があったというふうには聞いております。また、図書館や P T A 団体については、配布という手続については聞いてはございません。

○小貫委員

本当にこの放射線について、副読本の活用については十分考えていただきたいという気持ちでありまして、次の質問に移ります。

◎学校給食費の改定について

学校給食費の改定について今報告がありましたけれども、近年どのように値上げをしてきているのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食課長

改定経過でございますけれども、近年ということでここ 10 年ぐらいの期間で申し上げます。平成 11 年度に改定があり、その後につきましては、20 年度に 6 パーセントの改定を行っております。月額で申し上げますと、小学生と中学校 3 年生が 200 円、それから中学校 1、2 年生が 250 円であります。その後、21 年度に 2.6 パーセント、これにつきましては、月額小・中学生とも 100 円でございます。その後は、先ほど報告した内容の改定でございます。

○小貫委員

平成 11 年度からになると、今回値上げしたら幾ら値上げすることになるのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食課長

小学校の低学年で申し上げますと、月額 3,300 円のものがある今回の改定で 3,650 円になります。それから、高学年につきましては 3,400 円のものがある 3,750 円になります。それから、中学校 1、2 年生につきましては 4,100 円のものがある 4,500 円になります。それから、中学 3 年生につきましては 3,900 円のものがある 4,380 円になるという内容でございます。

○小貫委員

ということは、年額で 1 人当たり 4,200 円も値上がりしているということで、今、不況が続いている中で大きなダメージだと私は思います。

それで、学校給食費の値上げについては、2 月 23 日の教育委員会の第 2 回定例会に報告されています。なぜ議会には昨日の報告になったのか、これについて御説明願います。

○（教育）学校給食課長

この間の経過でございますけれども、原料価格等、パン、御飯等は北海道学校給食会からの物品契約で行っておりますけれども、例年 1 月中旬に次年度の価格について示されております。それから、めん類もほぼ同時期、年が変わりましてから次年度の見積りをいただいております。それからまた、牛乳につきましては、2 月中旬に入札が実施され、下旬にかけ、その改定内容について通知を受けているところでございます。

このようなそれぞれの決定時期をとらえながら学校給食運営協議会で協議してきたものでありまして、最終的に答申を取りまとめいたしました総会の開催が 3 月 7 日でありまして、その後、教育委員会で決定し、本日の常任委員会にて報告させていただいたという経過でございます。

○小貫委員

それで、学校給食費というのをどういうふうに集めているのか伺いたいのですけれども、保護者からどうやって集めて、どこが管理しているのか、これについてお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

私ども学校給食費の管理団体として小樽市学校給食運営協議会を設置しておりますが、保護者から納めていただく方法といたしましては、口座振替によって引き落としをされたものにつきましては、各金融機関から運営協議会の口座へ振り込んでいただくことになっております。また、就学援助を受けている方につきましては、就学援助費は市費の予算になりますので、市費の会計から運営協議会の口座に振り込んでいただいております。それから、生活保護を受けている方々につきましては、事前に同意を受けた方につきましては、保護費から差引きをさせていただきまして、関係部でまとめていただき、同様にこの運営協議会の口座に振り込んでいただいております。それから、現金で納められている方もおられますが、これは各学校で収納をしていただいております。各学校で収納がございましたら、月ごとにこの運営協議会の口座に振り込んでいただいております。

○小貫委員

その運営協議会の組織についてですけれども、どのようなメンバーでやっているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

運営協議会でございますけれども、本市の小・中学校の学校長、それから教職員、それから保護者のうちから推薦された代表を合わせて 30 名、それに市教委から学校給食課長及び共同調理場長を加えて構成をしております。

○小貫委員

ということは、主に学校給食課が事務を担っているということでしょうか。

○（教育）学校給食課長

先ほど申し上げました会計の収支の経理などは学校給食課の職員が担当しております。そのほか、共同調理場の職員もその事務局として、例えば栄養士の発注業務などもございますので、そういった関連で事務局の職員という位置づけをしております。

○小貫委員

ということは、市の職員が事務分掌に基づいてやっているということでしょうか。

○（教育）学校給食課長

そのように認識しております。

○小貫委員

ということは、私が不思議なのは、なぜ私会計かということなのです。市の職員が市の業務として行っている学校給食費が運営協議会というところの私会計になっていると。会計を公会計にすべきではないかと思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

○（教育）学校給食課長

学校給食費のその収支管理等、会計のあり方ですけれども、文部科学省がこれまで幾つか給食費に関しての見解を示しておりますが、自治体の予算で扱うという公会計の方式、それから任意の管理団体を設置して行うという私会計、いずれでもよいという見解が出ております。そうしたこともあり、小樽市では今私会計ということで継続してきているところであります。

それからまた、公会計にすべきではないかということでございますけれども、他市の状況なども勘案しながら検討課題という認識は持っているところでございます。

○小貫委員

今、他市の動向ということなのですけれども、知っている範囲で主なところで公会計としてやっているところはどのようなところがあるのか、最近の傾向をお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

道内の市で申し上げますと、石狩市、北斗市、岩見沢市、芦別市、三笠市、歌志内市、富良野市、稚内市、北見市、室蘭市、登別市、伊達市、帯広市の13市がございます。

○小貫委員

13市も公会計でやっているということを私は今初めて聞いたのですけれども、ということは今流れとしては私会計から公会計にしていくということが全体の自治体の流れ、傾向にあるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

従来と比べますと、若干ではありますが、増加しているものというふうには認識をいたしております。

○小貫委員

先ほども言いましたけれども、市の事務分掌に従ってやっている業務が公会計になっていないということが非常に問題ではないかと思ってしまして、検討するということなので、ぜひ前向きの方で明らかにしていくと。そうしてこそ保護者に対しても値上げということがきっぱりと言えると私は思います。

それで、給食費の支払については、先ほど四つの形態を言いましたけれども、それぞれどのぐらいの割合で納めているのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食課長

平成22年度の収納金額の割合で申し上げます。口座振替によるものが71.1パーセント、就学援助費によるものが21.4パーセント、生活保護に係る委任払いが5.4パーセント、現金収納が2.1パーセントという内訳であります。

○小貫委員

ということは、事務的にもこの2.1パーセントを変えるだけで十分で、まずは運営協議会を教育委員会にするのか、市にするのか、そこはわかりませんけれども、そうやってすればいいだけの話で、事務的にも簡単なことだと思います。

それで、問題はその給食費についてなのですけれども、私は今値上げすべきときではないと思うのです。この給食費、わずか50円の値上げと言いますけれども、据え置くべきだと考えますが、どうでしょうか。

○（教育）学校給食課長

先ほど冒頭の報告でも説明させていただきましたけれども、今回の価格改定につきましては、主食・牛乳等の内容が主でございます。それ自体でさらに単価調整といいますか、そういったことは難しいものでありますし、仮に1食の単価を今までの水準で据え置くとした場合は、必然的に主食以外の副食費、おかず等の費用を調整しなければならないということになります。そういったしますと、献立の見直しの問題ですとか、それから品数等の縮減といったことも影響としては考えられますし、その結果、栄養摂取基準を満たさないということも想定されますので、必要最小限の引上げと考えると、今後も御理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

原材料が値上がりしているのはわかっているのです。ただ、それを一般会計などから補てんできないのですかということを知りたいのです。

○（教育）学校給食課長

説明申し上げてきておりますけれども、現状では、私会計という方式でこの会計管理団体を通じて行っておりますので、例えば給食費の未納などにつきましても、できる限り解消に努めていきたいというふうには考えているところでございます。

○小貫委員

未納という問題もありましたけれども、結局未納している人の分も含めて払っている人が負担しているということなのですね。

○（教育）学校給食課長

収納率が100パーセント切る場合、ほかからの補てんがない場合は、そのような形になります。

○小貫委員

だから、そういう問題もあるから公会計にすべきだと言っているのですけれども、先ほど三笠市の名前がありましたが、三笠市ではたしか給食費が小学生は無料だと思うのです。ということは、公的にはできるということで間違いないのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

三笠市につきましては、少子化対策の一環ということで、そのようなことを行っていると聞いております。

○小貫委員

子育て、少子化対策ということで、これは小樽も一緒だと思うのです。無料にしてくれとは言いませんけれども、せめて据置きを考えるべきだと思います。

それで、今年の広報おたる 2 月号に「平成24年度市民税・道民税の改正点」ということで、中身が書かれていますが、ここに夫婦と扶養親族 2 人の場合の税額の変更について書かれています。これについて税務長に御説明をお願いします。

○（財政）税務長

今年の広報おたる 2 月号の 4 ページに、平成24年度の市・道民税の改正点ということで、国の子ども手当とか高校の授業料の無償化の財源ということで、既に法案が可決されていたものですから、それに伴っての税額の変更ということで、具体的な例を挙げております。例 1、例 2 ということで掲げておりまして、例 1 としては、夫婦と扶養親族、16歳未満の子供が 2 人の 4 人家族ということで、市・道民税の年税額が改正前の23年度が14万8,000円、24年度改正後は 7 万3,500円アップの22万1,500円、もう一つの例が扶養親族16歳から18歳までの間の子供が 1 人いる 3 人家族ということで、23年度で16万5,000円が、改正後の24年度では 1 万8,500円プラスの18万3,500円になりますということでございます。ただ、年税額はその収入額や扶養控除以外にも、例えば社会保険料などのいろいろな控除がありますので、あくまでもこれは、これに限定した場合の例ということで考えてくださいということでの付記はさせていただいております。

○小貫委員

ただいまのはあくまでモデルケースですけれども、モデルケースで高校生以下の子供が 2 人いたら 7 万3,500円年額で上がるという負担を今の子育て世代は課されているわけです。さらには、2 人子供がいる世帯で結局子ども手当が月額で6,000円少なくなると。もらっていたお金がまた減ると。これも負担なのです。そこに子供が 2 人いたら年額1,200円の給食費が値上げになると。これで果たして、小樽市として安心して子育てしていただきたいと言えるのかと私は思います。

それで、問題はそういう状態だから減免制度では、結局、就学援助の対象になる以外には減免の対象にならないと。そこまでいかなくても半額とかそういうものは考えられないでしょうか。

○（教育）学校給食課長

先ほど報告させていただいたような内容で、これまで給食費の 1 食当たりの単価の内容などを設定してきておりますので、この方式で継続していくという考え方ではおります。

○小貫委員

そういうことも含めて公会計にして、もう既に公会計でしているところで就学援助の対象者でなくても減免制度を行っているという市町村はありますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

◎平和市長会議について

次に、私が非核港湾条例について本会議で提案説明をしたときに、第 1 回平和市長会議国内加盟都市会議について言っていますけれども、平和市長会議には、今、どれだけの国や地域、また都市が加盟しているのか、北海道ではどれだけか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

平和市長会議への加盟状況ですけれども、世界で 153 の国や地域と 5,136 都市、都市といいましても平和市長会議の場合は市町村も含めてですけれども、5,136 都市が入っております。そして、道内の市町村の加盟状況ですけれども、本年 3 月 1 日の数字ですが、83 市町村となっております。

○小貫委員

それで、小樽市が加盟しているのですけれども、加盟して具体的にどのようなことに取り組んでいるのか、御説明をお願いします。

○（総務）総務課長

あくまで平和市長会議の設立趣旨に、本市としても基本的に賛同するから加盟したものでございまして、事業を拡大するという前提で加盟はしてございません。ただ、小樽市は平成 21 年 10 月 1 日に加盟してございまして、22 年度からの平和事業においては、従来からの事業を基本的には継続して、例えば 18 年度まで映画の上映会をやってございましたけれども、19 年度から 21 年度まではやっていなかったのですが、それを再開したとか、それから原爆パネル展を本庁の渡り廊下でやってございますけれども、それを人の見る機会が多い駅前の第 2 ビルの長崎屋の公共プラザで 22 年度から実施するなど、従来からの事業をベースに事業展開しているところです。

○小貫委員

それで、この平和市長会議では、「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める署名に御協力くださいということで、署名活動を展開していますけれども、この署名について小樽市としてはどのように対応するつもりでしょうか。

○（総務）総務課長

平和市長会議でやっている署名については、現状としては、市では特に活動はしてございません。ですけれども、聞くところによりますと、この署名は平成 22 年 12 月から行っておりまして、一応現在の署名は 27 年まで継続するというふうに平和市長会議のほうで確認してございます。短期間のものであれば、例えば庁舎内に署名の箇所を設けたりすることも考えられますけれども、こういうふうに長い期間の署名でございまして、現在、小樽市のホームページから平和市長会議のホームページに飛ぶような形にもなっておりますので、平和市長会議のホームページで、オンラインで署名するような形にもなっておりますので、小樽市のホームページにおいて、そういう平和市長会議で活動している旨の表示などをしていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

ただ、パネル展とかを開催しているということなので、こういうことをやるべきぐらいは、署名用紙を置いて平和について、また核廃絶について市民に訴えるという対応はできないのでしょうか。

○（総務）総務課長

一応、今年またパネル展を予定しますので、今、小貫委員の言われた意見を踏まえて、どういうやり方がいいのかを検討させていただきたいと思います。

○小貫委員

ぜひ予算が別にかかる話でもないので、検討していただきたいというふうに思います。

次に、報告にかかわって幾つか伺いたいと思います。

◎津波ハザードマップについて

ハザードマップが示されましたけれども、これはどの程度の地震の規模を想定しているのかお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

ハザードマップで想定しております地震の規模についてですけれども、北海道北西沖の地震、これは沖側と沿岸側がありますが、これについてはマグニチュード8.0、それから留萌沖の地震につきましてはマグニチュード7.5の地震規模を想定しております。

○小貫委員

マグニチュードというのですけれども、それが例えば東日本大震災とか阪神・淡路大震災に比べてどの程度の大きさなのか、何倍とか何分の1とか、そういう形でお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

今回の東日本大震災と単純に地震の発生する範囲や規模が違いますけれども、例えば北海道北西沖の地震はマグニチュード8.0、東日本大震災はマグニチュード9.0と言われておりますけれども、この場合ですと、およそ30分の1の規模になります。

○小貫委員

そうやってマグニチュード8.0の地震が起きたときに、避難所が十分耐えられているかどうかということが私は心配なのですけれども、耐震補強が必要な避難所というのは、先ほど挙げられたうちの中でどこなのでしょう。

○（総務）杉本主幹

まだ、いわゆる耐震化のされていない避難所といたしましては、忍路、塩谷の小・中学校などがあります。

○小貫委員

ということは、学校適配の中では今反対の声が上がっている学校なのですけれども、それが決着するまでここは耐震補強をするつもりがないのかどうか、この辺は教育委員会になるのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

やはり学校再編等につなげて、耐震化については進めたいと考えております。

○小貫委員

ということは、津波が来たり、地震が起きたりして壊れたときに、もしかしたら忍路と塩谷については避難場所がないかもしれないということよろしいのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

地震の揺れ方とか規模によって、建物が残っていくかどうかはわかりませんが、現在、指定している避難所は、蘭島・忍路地区についてはその2か所しか今のところございません。

○小貫委員

津波から避難するときに、今、津波避難所が指定されていますが、全員が収容できるのかというのが不安なのですけれども、それは十分なのか。その場合、どこまでの住民がその津波避難所まで駆けつけたとして、収容人数を割り出しているのか、お聞かせください。

○（総務）杉本主幹

今回作成いたしましたハザードマップに津波の発生した際の最大の浸水域が図示されております。津波の場合に避難者ですけれども、浸水域とその周辺地区までの方が避難するとして、収容人数につきましては、今のところ十分収容できる規模と考えております。

○小貫委員

◎並行在来線経営分離に係る住民懇談会について

最後に、並行在来線の経営分離について、先ほど報告がありましたけれども、2月10日付けの北海道新聞で、塩谷での懇談会で在来線の沿線だけではなく、全市を対象とした住民懇談会の開催をとの声に中松市長は約束すると応じたというふうに書いてあるのですけれども、これはいつやる予定なのか、お聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

この部分につきましては、並行在来線の経営分離あるいは北海道新幹線そのものについて地域全体に周知したいという考え方がございます。そこで、市内に150余りあります町会を対象に開催される町会長と市との定例連絡会議が、5月に開催予定と聞いておりますので、この場を活用して説明したいと考えております。

○小貫委員

要は町会長だけということは、この懇談会をやって真っ先に上がったのが、なぜ連合町会長だけに言って終わりにしたんだという不満があったわけですね。その失敗をまた繰り返すことになると思うのですけれども、しっかりと地域に出て、こうやって約束したともう新聞に載ってしまっているのだから、開催すべきだと考えますが、どうでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

やはりより多くの方々に周知する、あるいは理解していただくためには、まず町会の代表である町会長に説明して、さらに回覧板ですとか、そういったことで隅々まで周知する、このことが望ましいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○小貫委員

そうしたら、住民には回覧板で教えていきますよということになるということで、とらえてよろしいのでしょうか。

○総務部長

確かに、市長が懇談会に臨まれたときに、市民全体に対しての懇談会についても言及されているということについては、私も伺っております。今、担当から町会長との定例連絡会議の中で市の考え方を話すということで答弁がありましたけれども、それはそれで一つの考え方だと思います。

ただ、回覧板等でお知らせするというのは、たぶん市長がおっしゃった市民との意見を交わすということとは少し趣旨が違うのかなというふうには思います。ただ、いつ行う予定かということについては、今後検討させていただきたいと思いますけれども、ある程度新幹線の計画が明らかにされてきますと、そういったことをたぶん市民に周知するという場が出てくると思いますので、そういった中で並行在来線の問題についてしっかりと住民の足を確保していくのだということについては市民に申し上げていかなければならないのではないかなというふうには考えているところでございます。ただ、時期については、今、明言はできないという状況でございます。

○小貫委員

そう思います。だから、今、主幹が言ったように町会に言って終わりにしますというようなことは言わないほうがいいです。その言葉で誤解を受けますから。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

予算特別委員会でも質問させていただいたのですが、教育関係についてさらに詳しく質問させていただきます。

◎全国学力・学習状況調査について

まず、学力・学習状況調査についての質問でございますけれども、先日行われた学力・学習状況調査の北海道内での結果が、今月中には公表されるということで、その中身は前回から踏まえて、さらには小樽が全道の中でどれぐらいの位置にあるのかということが、視覚的にわかりやすく公表されるということだったのですが、それを踏まえまして、その学力観、学力が全道でどこら辺にあるかというのをたぶんそこで公表されるのですが、市内においても当然、全学校が受けておりますので、学校によって特定の格差というものがある程度あるのか、それほどないのかというところをまず尋ねたいと思います。

○（教育）指導室中島主幹

過去 5 年間、学力・学習状況調査を実施してまいりました。各年度、学校の動きはございますけれども、学校間の格差というものは、今年度におきましても生じているところでございます。

○上野委員

今の御答弁でも学校間の格差があるということで、学校の中である程度得点が上のところもあれば、下位のところも出てきているということも現実的にある中で、やはり結果を踏まえた学校間の努力というものが学習努力というものが必要になってくるのですけれども、そういう学校間の格差を踏まえてどのような取組をこの学力・学習状況調査の結果を踏まえてお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○（教育）指導室中島主幹

学力向上に向けて、まず一つはやはり教員の指導力の向上を目指していかなければいけないと思います。そのために市教委といたしましては、研修会の開催なども行っております。また、放課後や長期休業中の学習を充実させていく校内体制の充実というのにも必要になってくるかと思えます。三つ目は、各学校において家庭との連携を図る取組というのが必要になってくるかと思えます。そのような取組を相乗的に行うことによって学力が向上していくものと思われます。

○上野委員

今の中で、まず教員の研修を踏まえた資質向上ということで、昨年度もかなり研修をされていると思うのですが、教員全体の中で、ある程度の方が昨年度も出席されていると思うのですが、私の認識では延べ人数なので、全員が最低 1 回は研修に出ているという状況にあるのか、それともその中でまだ一度も研修などには参加しない教員もいるのかというところをお答えいただければと思います。

○（教育）指導室中島主幹

教育委員会としては、さまざまな教員のニーズに応じた研修会を実施しております。例えば初任者に向けての研修会や、まだ経験年数が少ない、若い教員に対するスキルアップ講座やブラッシュアップ講座などの研修会を実施しております。また、コンピュータの操作などの実技講座なども実施しておりますけれども、では全員が講習会に参加したのかということになると、参加していない教員もいるというふうに思います。

○上野委員

ということは、熱心に自分が勉強して研修して児童・生徒にその思いを伝えたい教員と温度差が出てきているという認識を受けるのですけれども、当然教育長も、今回の教育行政執行方針にも書いてありますが、研修を含めてきちんと向上していく中で、やはり教員全員が研修に参加していくという、これは義務にはならないと思うのですが、そういう努力をしていくような体制、ただ研修会を開くというだけではなくて、その研修に参加させて

いくという体制づくりというものが必要ではないかと考えるのですが、今回研修をさらに強化していく中で、まだ不参加の教員をどのように参加させていくか、そういう取組がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○（教育）指導室中島主幹

研修会の参加は、教員の資質、能力の向上には大変不可欠のものでございます。それを受けて、小樽市教育委員会といたしましても、まず平日の開催というのは学校をあけるという関係でなかなか難しいこともありますので、長期休業中を活用して、より多くの教員に参加を促すということを行うとともに、やはり教員のニーズに応じた研修会の開催、それを工夫していくということも大切なことだと考え、平成24年度は進めてまいりたいというふうに思っております。

○上野委員

ぜひとも進めていただきたいと思うのですけれども、ニーズにこたえたいということですから、どのようなニーズを今後どのように吸い上げていくのか、たぶん教員に現実的に参加等を促していく立場にあるのは校長になるのではないかと考えるのですが、校長も学校運営の中で教員とのいろいろな関係等もあると思うのですけれども、校長会だけではなくて、ぜひとも市教委の方みずからが学校に赴いて各教員に、今回教育長はあちこちの学校に大分行かれて直接教員と接するような機会を増やしているということで、私は非常に期待していて、やはり教育委員会がもっと率先して教育向上に努めていかなければならないと思うのですが、その点について校長会だけでなく教育委員会独自としても進めていく心構えがあるのか、それとも従来どおり校長会の中で話して校長に促していくのか、どういう意気込みなのか、ぜひそこをお答えいただければと思います。

○（教育）指導室長

本年度、指導主事が学校を訪問している回数について、今手元にはないのですけれども、昨年度並みに訪問させていただいております。その中には、指導主事が実際に研修会に入って研修の講師を務めたりしている学校もございます。私どもは学校を指導・助言する立場にありますので、ぜひ、今、委員がおっしゃったように、積極的に学校に入って行うとともに、研修の形も来年度に向けて、特に今までと形を変えていかなければならないというふうに思っています。もっと教員が参加しやすかったり、それを連続でやって、本当に力がついているのかということころまで考えていきたいというようなものを、今、委員がおっしゃったようなことを考えながら進めていきたいと思っております。

○上野委員

大変前向きな御答弁をいただきまして、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。私も事あるごとにいろいろ参加させていただきたいと思います。また、教員の中にも、世代間によってさまざまな考え方とか生徒に対する接し方とか、いろいろあると思うのですけれども、そういう細かな部分までぜひ指導主事が学校に行ったときに、その世代間の教員のニーズについて、私も30代ですが、当然30代の教員もいると思うのですけれども、そういう方々と、あるいは40代、50代、考え方もいろいろ違ったりしている部分もあります。そこら辺の学校教育に向けての調和という部分をぜひくみ上げて、それを研修会なり、あるいは学校運営なりに反映させるような取組をしていただきたいと思います。

また、この学力・学習状況調査の結果は、一般にも公表されますし、各学校にも当然行くと思うのですけれども、それが本当に学校でどのように検証されて、そしてどのような取組がなされていくかということのをぜひ学校間で考えていただいて、ちらりと聞いたところによると、教員の中にはそういう結果が出ても見もしないでごみ箱に捨てるような教員もいないでもないということだそうで、確認していないので何とも言えませんが、そうなってはいけないと思うのです。たぶん、より詳しい内容が学校には伝わっていると思いますし、それを踏まえて校長、教頭、教員を含めて当然教育委員会も含めて、この学校ではどういう努力が必要なのかという検証、そして取組ということのを各学校単位で進めていっていただきたい。それをまた来年何らかの形でこういう取組がなされてきたというこ

とをぜひ報告として伺いたいと思うのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○（教育）指導室長

学校によって、今、委員がおっしゃったように、研修に対しての参加意欲という部分や、また私どもが進めるものについて差があったりして、いろいろな課題が当然ございます。それを何とか解決していくのが私どもの仕事でございますし、ぜひ、今、委員がおっしゃったように、まず各学校がどういう状況になっているかという情報をしっかり伝えると。そこで課題を共有しながら、改善を進めていきたいというふうに思っております。

○上野委員

ぜひとも進めていっていただきたいと思います。先ほどの取組の中でも、家庭との情報交換というか、取組というのもありましたので、やはり家庭が基本でございますので、生徒だけではなくて、当然その保護者等も含めた、生活の中での学力向上、それは道徳心なども含めてそうなんですけれども、そういう取組もぜひ進めていただきたいと思います。

◎学校支援ボランティアについて

では、次の質問に移らせていただきます。

放課後学習について、代表質問の中でもあったと思うのですけれども、放課後や長期休業のときに小樽商大の学生に協力してもらって、学習をしていくというような予定であるという方針を伺いましたが、その点について尋ねたいのですけれども、私は大変前向きで非常によろしいと思うのでぜひ進めていただきたいと思うのですが、ただ学生を放課後、何の準備もなしに学校に派遣して、それで授業というか、勉強を見てあげてくださいという形では、なかなか学力向上につながらないのではないかと疑問があるのです。

過去も小樽市内の学校で、今はもうなくなりました小樽女子短大ですか、そういう学生たちを放課後呼んで、学習の補助をしてもらった経緯があるそうで、その中で授業というか、放課後の学習連携がうまくいかなかったというお話を伺いました。学生が来るのですけれども、来てもなかなか現場の教員との協働があまりされない。だから、教員がいても学生が来ると、はい、どうぞとお任せみたいな感じで、あまりそういう協働がされない、どうぞやってくださいみたいな感じで終わってしまっていたという事例もあったものですから、せっかくそういう学生を入れるならば、やはり入れる前にまずどういうカリキュラムというか、マニュアル、方向というものがないと、私も教員をやっていましたけれども、何もない状態で行って教えてくださいと言われても、たぶんなかなかうまくはいかないと思うのです。その点で今回、小樽商大の学生を入れていくことを考えている中で、どのようなカリキュラムを持っていくか、どのような学力向上につなげていくようなマニュアルづくりなどをお考えなのかどうかというところをまず尋ねたいと思います。

○（教育）指導室長

まず、この場で報告させていただきたいのですけれども、実は本日 9 時 30 分に小樽商大で調印式を行ってまいりました。教育長と商大の学長と調印式を行いまして、その詳しいことにつきましては、恐らく今日、明日、報道されると思っております。

それで、今、委員からお話がありました、ただ行ってお任せという形というか、今後の運用というか、活用につきましては、その協定の中でも実際質問もあったのですけれども、実施要綱等、まだ具体的なものについて詰めてございません。ただ、小樽商大、小樽市教育委員会双方からの願いとしましては、学生に修学意識を高めていただきたい。また、教員の免許も取れる大学でございますので、教職員につく際の動機づけにさせていただきたい。また、地域貢献という視点もあるということで、学長がおっしゃっていました。教育委員会からは教育長から、放課後や長期休業中の学習支援ということを中心に、とにかく小樽の子供の学力向上に向けてお願いしたいという話がありました。また、大学から、小学校の外国語活動についても留学生や英語の免許が取れるまで、そのようなところも何とかやっていけたらというお話を聞いております。ただ、具体的には、まだこの後ということになります。

それで、今、委員がおっしゃった部分ですけれども、私ども教育委員会としましては、ただ学校にお任せするのではなくて、今考えている段階では、一定の研修なり事前研修なりをやはりしていかなないと、ただお任せというふうにはならないと思いますし、また現場のニーズというのもあると思いますので、その辺をしっかりとマッチングさせながら進めてまいりたいと思ってございます。

○上野委員

大変前に進んでいただいて、私もぜひやっていただきたかったものですから、ありがたい限りです。

今、御答弁していただきましたけれども、ただ学生が行くだけではやはり学力向上にはつながらないと思うのです。コミュニケーションとか、そういう人間関係とかそういうものを養うような一つにはなると思うのですけれども、やはり学力というのは、学習というのは、ある程度スタンダードというか、方向性を決めて、それに伴ってそのカリキュラムをやっていくことによって、以前私も意見を言わせていただいたことがあったのですが、ぜひそういう取組をされて、何とぞより実りのある放課後学習につなげていただきたいと思います。

また、放課後児童クラブが行われているわけですが、その中で学習をするようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブの中での放課後の学習ということですが、ふだんにおきましては、学校で出された宿題等を自習するということはやっておりますが、それ以外のものについて積極的な学習ということはやっていません。

○上野委員

ぜひとも放課後児童クラブ、そういう中での学習の活用ということも、今後取り組んでいただきたいと思いますので、お考えいただければと思います。

◎学校情報ネットワーク環境整備事業について

次に、学校情報ネットワーク環境整備事業について尋ねたいと思います。

前回も質問させていただきましたけれども、このネットワーク事業でございますけれども、この構築の中でセキュリティの面から専用のLANを、プライベートLANというのですか、学校だけで使うような、そういう整備もされていくのか尋ねたいと思います。

○（教育）総務管理課長

ネットワークの機密保守という部分では、一般回線とは別扱いの区分した回線を使うということになっております。

○上野委員

そういう意味では安全性が図られるので、それは1点聞きたかっただけなのですが、あと事業の進め方としては、まずハードの整備ということでございましたが、そのハードの整備が進んでいく中で、環境を使った取組というのが考えられているのかどうか、尋ねたいと思います。

○（教育）総務管理課長

具体的なハード面をまず整備しまして、その後、委員がおっしゃったとおり、いろいろな情報の共有とか、また既につくったものの補完とか、そういったものを生かす、そういったものの利用がありますので、それにつきましては、学校側と関係者も入れまして、どういった使い方ができるのか、使うことに当たってのガイドラインといったものも平成24年度以降、検討していきたいと思っています。

いずれにしても、メリットを生かすためにはいろいろなシステム、今もございますが、将来的には、現在でもつながらないとは言えませんが、このシステムはいろいろな種類がございますので、それを1年なり吟味しながら検討を加えていきたいと思っております。

○上野委員

最終的には学校間の情報共有がされるような取組がなされればいいかと思いますので、ぜひ整備よろしく願いいたします。

◎能楽堂について

次に、能楽堂について尋ねたいと思います。

能楽堂は、現在、市役所のまちづくり推進課が管理・運営をしているのですが、この能楽堂の建物としての調査などを教育委員会がされたことがあるかということを探ねたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

小樽市能楽堂につきましては、旧岡崎家能舞台につきましては、何人かの先生方の調査が行われております。そのデータはこちらでいただいておりますが、教育委員会が主体的にかかわったものとしたしましては、平成15年5月に文化庁の調査官を講師に招いて、見ていただいたことがございます。そのときの調査官の所感ですと、やはり住吉神社の横にございます旧岡崎家の建物と一体での評価をすべきであろうということと、現状では切土口、それから天井等の腐敗が著しいということ、専門の大工が建築に当たったわけではなく、最後の仕上げがあまりよくないという評価をいただいております。現状では指定文化財としての評価は難しいというコメントをいただいております。

○上野委員

今、指定文化財は難しいということでしたけれども、現在、公会堂は市としてはどういう位置づけになっているのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

現在、小樽市の指定歴史的建造物として指定をされております。

○上野委員

それでは、これは歴史的建造物という位置づけなのですが、これが文化財として位置づけられることはなかなか難しいということなのですが、逆に言えば、どういうところを改善していけば指定文化財あるいは文化財としての歴史的な位置づけというのできるのか、探ねたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

現状では難しいということなのですが、裏を返すと、もともとは評価の高い建物であったということなのですが、岡崎家、小樽のかつての豪商の個人の邸宅に能を見るためにつくった屋敷が現在も残っております。それと一体となった段階では、恐らくかなり高い評価を得られるだろうというふうに考えております。現在、小樽公園の中に残っております能舞台に関しては、先ほど申しましたように、本来のセット関係からパーツだけを切り取ってきたという形になっておりまして、特に切土口という、向かって右側にあります小さな戸をあけますと、がけになってしまっておりまして、それがないと本来の能の公演ができないという形になっております。したがって、その切土口の改良、あとは天井をどうするか、観客席をどうするかということが課題になろうかと思います。

○上野委員

そう考えますと、全く文化財としての可能性が今ゼロではないということでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

委員がおっしゃるとおり、価値のない建物とは全く考えておりません。

○上野委員

今、御答弁がありましたけれども、現在としては、完成形というか、ハードルが幾つかあるということで、私も認識させていただきました。

小樽市には小樽市文化芸術振興基本計画というのがありまして、平成20年4月から30年3月までが計画期間にな

っておりますが、この基本計画というものを踏まえて、この能舞台というのを教育委員会としてどのようにお考えなのかということを尋ねたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

この文化芸術振興基本計画に関して申しますと、私どもは、まず能そのものの理解を深めることが、遠回りではありますが、第一歩であろうと。少数の方の趣向的なものでは市民全体の理解を得られませんので、かつて、昭和の初め、至るところで能が演じられたまちでございますので、その伝統を復活させることがまず第一歩ではないかと思います。当館といたしましても、民間団体と協力いたしまして、博物館の館内での公演ですとか、3月3日に能の演奏者であります五人ばやしについての解説会と実演といったものを実施しております、それから能に関する振興を行っています民間団体と協力して展示会等も、今、企画しているところでございます。

○上野委員

私はこの能舞台については、ほかの施設と違って本当に小樽の歴史や栄華を残す、そして伝統文化の骨格だと思っております。

教育長に最後に尋ねます。

今能を知っていただくさまざまな取組をされるということでしたけれども、学校教育の中にも私は地元の文化とか伝統というものを教育の中に生かすということをぜひ進めていただきたいと申し上げておりますが、この能舞台も含めて、この能というものをどのように活用していけるかという、最後に意気込みの御答弁だけいただきたいと思います。

○教育長

今年に入って、この間、能楽の活動が運河プラザで、北海道副知事から北海道地域文化選奨ということで表彰されたということもありますし、また学校教育活動の中でもいわゆる伝統文化ということで、子供たちに能楽を見せる又は能楽を体験させるということは、大変意義のあることだというふうに思いますし、また小樽の誇る伝統文化の一つだというふうに私自身考えておりますので、学校教育の中でできるだけ活用を図ってまいりたいというふうに考えています。

○鈴木委員

報告を聞いてということで、何点か端的に聞きますので、お答えください。

まず、給食費改定については、先ほどの説明でわかりましたので飛ばします。

◎津波ハザードマップについて

それで、津波ハザードマップについて何点か聞きます。

今この津波ハザードマップをいただきまして、問題は、このマップがこれからどういう活躍をするのか、どういう利用の仕方をするのか、まずそれについてお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

今回、作成いたしましたハザードマップの活用についてということでございますけれども、3月21日から各沿岸地域の町会、自治会、自主防災組織等で説明会及び配布を開始いたします。そのときにハザードマップの活用方法についてですけれども、各沿岸地域のそれぞれの町会等につきましては、新年度これからこのハザードマップを基にいたしまして、各地域の個別の避難計画を作成していただく予定になっております。その際に、浸水予想区域や、標高を記してあるところからの避難方法等をそれぞれの地域に合わせた避難計画をこれから策定していただき、最終的にはそれぞれの地区において避難訓練等にも活用していただきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

避難計画を立てていただくのですけれども、その相手先といいますか、それはどういう対象なのでしょう。

○（総務）杉本主幹

避難計画につきましては、地区によって若干差がありますが、各地域の町会、自主防災組織、自治会、それから町会等が集まっております連合町会、これらのものが対象になっております。

○鈴木委員

ということは、そのところどころで集団が違うと。それは市のほうで判断して依頼するという形になるということですね。

もう一点は、例えば港湾地区となりますと、企業がかなり入っております。町会などとは別にそういう沿岸部の企業等はどのようにするのかもお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

沿岸部の企業等につきましては、町会に加盟している企業もございます。そういうところに関しては、町会経由で話をさせていただくことになりますし、町会に加盟していない企業についても、地域によっては各企業で組合を形成しているところもあります。また、それらに全く属していないところについて、特に浸水区域の内側にあるところについては、そこの企業に単独に話をするというようなことを考えております。

○鈴木委員

せっかくこのハザードマップができました。大変危険なところとそうでないところとは言いませんけれども、それが色分けされたわけです。なるべく危険なところは早急にそれに当たっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

◎学校跡地利用について

次に、学校跡地利用について 1 点だけ質問いたします。

先ほど説明していただきまして、この（２）なのですけれども、将来的に公共的な需要が見込まれない場合ということでお書きになっています。その下の段に統合はいろいろなところの意見を聞きながら行うということなのですが、この将来的に公共的な需要が見込まれないと判断するのはどこになるのか。要するにそういうお話を聞いて、市なのか、そういう協議団体の中で合意するのか。といいますのは、あちらこちらでかなりこの需要はあると思うのです。例えば学校が廃校になっても、普通は、聞けば残してほしいという考えがかなり多い。そういった中で、公共的な需要が見込まれないという判断をするということは、かなり大変な判断かと思うので、そのことについてお聞かせください。

○（総務）企画政策室長

判断でございますけれども、こちらは先日も、あくまでも跡利用を考えると、町会やＰＴＡの方々、地区の方々のお話を聞いた上でどうしていくかということ判断していくのですが、最終的には私どもで行っています検討会議がございますので、何回も会話の中に出ていると思うのですけれども、その庁内の検討会議の中でいろいろな情報を集めまして、それで最終的に判断していくというふうに考えてございます。

○鈴木委員

結論からいいますと、庁内にある検討会議が最終的に必要か必要ではないか、残すか残さないかという判断をするということですね。そのためには、いろいろな方からお声を聞いて、その実情に沿う形で判断するということがよろしいですか。

○（総務）企画政策室長

今、委員がおっしゃったとおり、基本的に皆さんの意見を伺った上で、最終的にこの会議でもって決めていきたいと考えてございます。

○鈴木委員

その辺のところ結構行き違いになるといった部分がありますので、慎重にやっていただきたいというのが希望

であります。

それでは、本題のほうに移りたいと思うのですが、先ほどの同会派の上野委員の質問と重なる部分があるのですけれども、まず、もう少し掘り下げた形でこの学力ということを聞きたいと思っています。

◎学力向上の取組について

先般、中学校の校長お二方と、別々なところで会う機会がありました。今、大学生の24パーセントが、平均がわからず、大学生なのに平均そのものの考え方がわからないという大変な時代なのです。その中で、学力・学習状況調査をして、北海道が低い、全都道府県で下から2番目とか3番目。その北海道の中で、後志が平均より低いのです。そして、その後志の児童・生徒の六、七割が小樽の児童・生徒ということなので、小樽の学力が低いということと話をしました。

そういった中で、校長からの話ですけれども、「鈴木さん、中学校1年生に上がってきたのだけれども、九九ができない中学生なのだよ」と。九九ですよ。7掛ける7とか、そういうのができない。そして、中学校1年生が入ってきたときにそのことを改めて教えなければいけない。そういう状態なのだと。それが50パーセント近くいる学校がある。そういうふう聞いています。実際そういうことを把握されていますか。

○（教育）指導室中島主幹

学力・学習状況調査の中には、算数におけるいわゆる四則計算の定着を見るという設問がございます。その正答率から児童・生徒の学力の実態というのを見ることができてございます。本年度の結果におきましては、重く受け止めているところでございます。

○鈴木委員

今聞いたのは、そのぐらいの数学の四則計算ができない子がいるということ把握しておりますかということですね。

○（教育）指導室中島主幹

数字につきましては、はっきりとはわかりませんが、把握しているところでございます。

○鈴木委員

それと、これは小学校の方に聞いたのですけれども、市内の学校で学級崩壊が起きていて、全然授業にならないと。それも4年生とか5年生とかの高学年のクラス、ここではどことは言いません。言いませんけれども、実際にあるという話を聞いております。この事実も認識していますか。

○（教育）指導室中島主幹

認識しております。

○鈴木委員

この平成24年度小樽市教育行政執行方針、教育長が発表されましたけれども、私は、この内容は賛成であります。中身はやっていただきたい。特に、「学校教育の重点施策の1点目は、『学力の向上』であります」。それで、下の段に「平成23年度の学力等調査においては、本市の小学生は全道平均とほぼ同様」、これちょっとどうかと思いますけれども、「中学生は全道平均より低いという状況で、依然として課題があり」、そこから下ですね。「学力等調査の結果から、『文章を丁寧にかつ正確に読むことや筋道を』」というくだりがあります。それで、朝の読書や読み聞かせ、そして音読を取り入れるということです。これはぜひともやっていただきたい。

といいますのは、今この基礎学力の基礎の基礎、要するに九九ができないとか本当に初歩の漢字が読めないとか、そういうことが起きています。そして、学級崩壊の一つの原因も、だんだんついていけない。授業で何をやっているかわからない。本当に基礎学力がないためについていけないし、興味もない。そういうことも起きているのです。

ですから、私が提案したいのは、この音読といったことをまず徹底的にやっていただきたいのが一つ。それと、百ます計算というのがあるのであれば、要するに、百ますを書いていって、どんどん計算していくのですよ。

そういう基礎のことを学校の授業が始まる10分前とか5分前とかにやっている学校は全国にたくさんあるのです。そして、そういうところが基礎学力というか、上がっていきます。そして、先ほど言った学級崩壊の一つの要因は、自分が伸びているということを自覚できないとついていけないのです。だから、簡単な問題をやっていただいて80点、90点をとって、今日はできたね、次も頑張ろうね。やはりそういうところから学習意欲が燃えるわけでありまして、そういうことをまずやっていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）指導室中島主幹

今、委員がおっしゃった基礎学力の定着という部分では、学力を支える土台として大変重要なことであると認識しております。それを受けて、各学校では現在、放課後や始業前の朝の時間、それから5時間目の前の昼休みとかに時間をとって、ドリル学習やプリントを使った学習などを実施しております。その学習の重要性については重く受け止めておりますので、今後もそれをさらに促進していくように努めていきたいというふうに思っております。

○鈴木委員

先ほどの上野委員への御答弁の中で、学校によってはすごく頑張ってやっているところもありますと、私はそれも聞いております。ところが、手をつけていない学校もあるということなのです。それがいわゆる学校間格差なのです。あちらの学校ではやっているけど、うちはやっていない。たまたまそこに住所があるだけで、要するにそういう格差をこうむっているのかと。基本的にはだめです。金太郎あめとは言いませんけれども、基本的なことはやはり教えていただかなければいけない。そういったときに、指導主事として学校を指導・助言する立場ですね。だから、基本的に、やっていないところは、やりなさいということはできるのですよね。そのことをお聞かせください。

○（教育）指導室長

委員が御指摘のとおり、学校間の格差につきましては、長くなりますけれども、平成15年、学校適正配置計画の説明会があったときに、市内の各所で、何か隣の学校でやっていることと、うちの学校で違うのではないかということが説明会の中で出てきたと。そこから、これは大変だと。それで、小樽市立学校教育推進計画（あおばとプラン）、そして小樽市立学校教育推進計画（2次計画）ということで、そういう差を何とかなくして、どの学校でも同じような教育ができるようにということでやってきております。ただ、今、委員の御指摘のように、確かに取組が進んでいて改善が図られているところはどんどん進んでいる一方、なかなかそれができない学校というのもあります。それは現実として受け止めております。

ただ、その学力・学習状況調査の部分だけで申しますと、先ほど主幹から答弁しましたとおり、年度によつての差は当然ございます。その経過を見て、その差がその年によって全然違うというのは確かですが、ただ、先ほど言ったように、脈々と研究をしている学校は、やはりそれなりの成果を出しているというのものもあるというふうに認識しております。

委員が御指摘のとおり、指導主事が各学校を指導・助言するというのは、私どもの大きな仕事でございます。私も小樽で生まれて小樽で育っていますので、小樽の子供たちが、学校の教員が悪いとか、教育委員会が悪いとか、そして家庭が悪いとか、大人の社会が悪くてかわいそうだというようなことになっては、もうとんでもないことだと思います。教育長が教育行政執行方針やいろいろな場面で話しているとおり、この後、子供たちが小樽に住んでよかったと思えるように、私どももまず指導主事ですので、各学校の指導・助言に全力で当たってまいりたいというふうに思っています。

○鈴木委員

今そういうことをやってくれということで、教員にお願いというか、させようと思います。そうすると、いろいろなことで忙しい。クラブもある。そういうお答えがすぐ出てくるのです。私はそうしたら、地域の人を使ってくださいと。簡単な漢字の書き取りや百ます計算の点数づけであれば、地域の人で、これほど学力が落ちているのだっ

たら手伝うと言う人もいるので、学校にどんどん入れて、例えば放課後でも土曜日の午前中でも活用してほしいということなのです。だから、はっきり言って、教員がそういうふうになるまで待てません。今この瞬間、勉強している児童・生徒はせっかく立派にこのように頑張っているというのがありますけれども、これが確立するまでは学力がつかないのです。ですから、今できることをすぐ、学力がつくことだったらすぐにやってほしいのです。そのことについて教育長をお願いします。

○教育長

今年の教育行政執行方針を読んでいただけたらわかると思うのですが、いわゆる組織力と私が言ったのは、そういう意味なのです。これまでは各学校が学校の中ですべてを解決すると、学校の中ですべてが完結するというのではなくて、いろいろな人が学校に入って、言ってみれば、小樽市民全体でその学校を支えていくと、そういういわゆる組織的な学力向上を目指す。その一つが小樽商大の学生でもあるし、それから学校図書館の活性化に向けて、市立図書館の職員が学校に入ってくる、又はボランティアが入ってくる。そういう形でさまざまな場面で、市長がよく言う市民力、そういう外部人材を活用した学校の活性化、これが今年の私の教育行政執行方針のキーワードでございますので、その方針に基づいて、本当にやれるところからやっていくという気持ちでやっていきたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 14 分

再開 午後 3 時 31 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

初めに、先ほどから皆さんが教育の話をしております。実は昨日、PTAの会議があつて参加して、そこでPTA連合会の会議に出た方から報告をいただきまして、少しびっくりした話があつて、たぶん教育委員会の方は皆さんもう知っていると思うのですが、北海道というのは日本の中でも小・中学生の携帯電話の所有率が一番高いと。世界でも日本というのは一番高いということで、北海道は簡単に言うと世界一だと。その中でも小樽というのは北海道でも一番高いということで、その学校でも実は80パーセントの子供が携帯電話を持っているというお話があつて、市内の中学校のどこかはわかりませんが、携帯電話を持っている子供と携帯電話を持っていない子供の学力を比べたら、圧倒的に携帯電話を持っていない子供のほうが成績がよかったという、一概には言えませんが、そういう話があったのです。ただ、そこに来ている母親たちもやはり非常に問題視されてましたし、そこで雑談をしたら、どこの家庭でも子供が携帯電話を持っていて、さわる時間が長すぎるというお話を聞いて、だから教育委員会がどうだということではなくて、やはり家庭でもしっかりそういう部分を考えていかないと、何でも学校や教育委員会といってもいけない部分もあるということが、そこで話題になっていたものですから、自分自身少し驚いたものですから、そういう話をさせていただきました。

◎陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について

先ほど市民プールのお話がございまして、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、先ほど小貫委員が質問しているときに、津波ハザードマップを見ていたら、ちょうどその地図があつて、その辺の中心地の地図が載っているものですから、5,000平方メートルぐらいの敷地が必要だということで、ずっと見ていたのですけれども、な

かなかこのような土地というのではないというような感じを受けたのです。

そこで、私が一番心配するのは、例えば旧小樽税務署敷地について今回一つ陳情が出ていますけれども、実は総合体育館の駐車場の問題でよく私自身も相談いただくのです。今後、市の施設などを建てるときにやはり駐車場はしっかり確保しないと、あそこの道路は結構バスがとまったり、一般の大会の関係者の車がずっと両端に並んだりして、車も行き来できないということも何回もお話いただいているものですから、もしその税務署跡地ということを考えると、道路の幅もそれほど広くないとか、例えば大会だったらバスとかも来るのだろうとか考えると、なかなか土地的にどうなのだろうと個人的には感じるのですけれども、実際あの場所というのは例えば都市計画ですか、建築基準法ですか、そういう何か縛りといいますか、そういうものは土地的にはあるのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

陳情のありました旧小樽税務署敷地の部分につきましては、建築基準法上、第 1 種中高層住居専用地域という形になっておりまして、プールは第 1 種中高層住居専用地域には建てられないということになっております。

○秋元委員

都市計画の中で何か位置づけみたいものというものはあるのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

旧税務署敷地につきましては、富岡地区の計画の規制の中で、高さ10メートル以下ということが条件となっております。

○秋元委員

現実的に建築のことを考えるとすれば、ハードルがかなり高いのだろうと、法律的にも難しいのだろうということがまず一つわかったことと、あとは先ほども言ったのですけれども、5,000平方メートルというと、ざっと見てもなかなか適地がないような状況で、プールの駐車場を除いて、プールだけの大きさを考えると、建物の大きさを考えると、駅前にあったプールのときとどのぐらいの床面積の違いというのがあるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前にあったプールは、御存じのように、駐車場が全くございませんでした。その部分からいきますと、プールだけで約1,300平方メートルあったと思います。それでいきますと、旧税務署跡地にはプールの建物はたぶん建つというふうに思います。

○秋元委員

先ほども駐車場も一緒になると厳しいというお話でありました。まずは、この件はわかりました。

◎津波ハザードマップについて

次に、報告していただいた津波ハザードマップで少し気になるところがありまして、私の認識が間違っていればお聞かせいただきたいのですが、「津波発生対策10カ条」というところで、「津波のスピードは速い！」という記載がありまして、そこに「地震の揺れを感じたら、直ちに避難しましょう」というふうにあるのですけれども、私がいろいろと昨年来勉強する中で、地震があった場合には、直ちに家から出たりというのではなくて、まずは状況を把握すると。揺れがおさまってから避難を考えるというようなことだったと思うのですけれども、この辺は私が間違っているのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

津波発生対策10カ条ということで、実際に津波が想定される、いわゆる沿岸地域の場合なのですけれども、今回の東日本大震災のときにも確かに沿岸地域に地震は来たと。ただ、状況を確認するのに、例えば家でずっととどまって様子を見ていたという情報もございます。一般的な話として、津波による被害が予想される沿岸地域においては、揺れている真っ最中に逃げるのはなかなか難しいと思いますけれども、津波が予想されるような震度を感じたときには、まずはいったん安全なところへ避難してくださいという意味でございます。

○秋元委員

記載の方法というか、表現の仕方を工夫していただきかったというのと、これはもう一回、道とかの津波の指針が出たら、もう一度改めて作成するということでしたよね。

○（総務）杉本主幹

今回は、現在ある北海道が出した津波シミュレーションに基づいて作成しております。今後、東日本大震災を受けて北海道が新たな津波浸水予測図を平成24年度以降に出すということでございますので、その際に今回のハザードマップの内容については、改訂して作成するという予定でございます。

○秋元委員

それで、次のときにはこういう表現の仕方も変えていただきたいというのと、あとは今日の新聞にもありました、また、前にも学校についての質問のところで話させていただきました、釜石の奇跡の、避難の3原則を提唱した群馬大学の片田教授が、実は震災後も、私たち公明党としてもいろいろと取材をしてきて、まずハザードマップのこの前提といいますか、子供たちに見せたときに何が起きるかという、私たち大人もそうなのですから、まず自分の家がどこにあるかというのを確認して、これで津波の、要するに到達ラインみたいなものを確認して自分の家が大丈夫なのかアウトなのかというのを、まずどこの学校でも、大人も子供もやるそうなのです。それで、それは要するに想定であって絶対的なものではないのだというのが、先ほど来、各町会で説明会などを行うということですが、それは私としてはできれば目立つところに、これは小樽市が想定した一つの形ですというような表記がないと、どうしてもこれを頼りに自分の家は大丈夫だと思ってしまうというのが人間の心理だということなので、そういう部分はハザードマップが新しくなるときに、後から学校についての質問のときに言わせていただきますが、片田教授が提唱している、想定を信じるなということをぜひ入れていただきたいというふうに思うのです。一つの形だということを市民にしっかり伝えるということが大事だというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）杉本主幹

委員がおっしゃるように、あくまでも今回の津波ハザードマップにおきます浸水域というのは、現在ある北海道の津波シミュレーションに基づいてつくったものでございますので、その点を改めて説明会の時点でも周知すると同時に、津波の高さについても予想以上に高く来るといふということも含めて、住民には伝えたいというふうに考えております。

○秋元委員

それで、先ほど鈴木委員からも企業への周知というお話もありましたけれども、私は一緒に学校にも、こういうハザードマップがありますから、ましてや避難所になっているわけですから、配布していただいて、今つけ加えたことも含めて、学校の生徒にも見てもらうということは、議論してもらうということは、大事だと思うのですけれども、その辺は対応というのはできますか。

○（総務）杉本主幹

今回つくりましたハザードマップにつきましては、当然、今、各学校が避難所になっておりますので、各学校へも配布いたします。あと、内容の説明等につきましては、それぞれ学校と1回打合せをさせていただきまして説明内容、要請があるかどうかについての対応につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

○秋元委員

それでは、まず昨年第2回定例会のときに、防災についていろいろと質問させていただきまして、その進捗状況について伺いたいと思うのですが、今回のハザードマップを見ても、津波避難ビルという地図の記号凡例はあるのですけれども、私が見る限りではなかなか発見できなかったのですが、津波避難ビルや大型商業施設なども一時避難場所としての対応としてぜひ協議を進めてもらいたいというお話をしていたのですけれども、その辺の進捗状

況というのはどういうふうになっていますか。

○（総務）杉本主幹

一例として、大型商業施設などの民間施設への避難所としての対応なのですが、これにつきましては、市内中心部であれば各町会に属している商業施設等もございます。それで、今回、3月から始めます各地域との説明会の中で各地域の御意見も聞きながら、対応可能な大型商業施設、各地域が要望されて対応可能なところがあれば、そういったところも避難場所として考えていきたいと思っております。

これまでやってきた部分ですけれども、津波避難ビルといたしましては、銭函の北海道職業能力開発大学校を津波避難ビルとして使用するということで、学校のほうと協議が調っております。

○秋元委員

これからほかについては進めていくということだったのですが、昨年、総務常任委員会の視察で新潟市に行ったときに、防災の状況を見させていただきまして、新潟市は非常に進んでおりました。そういう部分でも、昨年の第4回定例会で上野委員も津波避難ビルの重要性をたしか言っていたかと思うのですが、協議についてはどんどん進めていかないと、やはり町会任せになっていると、なかなか進んでいかないとこのように思うのです。これから町会とかにも当然そういう話はされていくと思うのですが、なかなか町会としても、ふだんから管理者とか自治会とかとつながりがあればいいのでしょうか、なかなかつながりのないところはどのように進めていかという部分で非常に難しいと思うのですが、それはだれが主導をしてそういう議論を進めていきますか。

○（総務）杉本主幹

まず、町会の会議等で、そういった商業施設をお持ちの企業等が会員になっておられるところもございます。そういうところにつきましては、町会がある程度情報や意向等も伝えることができ、また、それ以外のところにつきましては、津波による避難ビルですので、当然時間を問わず収容できることが望ましいということになりますので、町会等からの情報がなかなか得られない部分につきましては、当然私どもが実際の交渉や協議に当たっていききたいというふうに考えております。

○秋元委員

私がお世話になっている町会の話で言うと、マンションが幾つもあるのですが、実はマンションに住んでいる方の町会費を徴収するのがなかなか大変だというお話もありまして、所有者から一括して振り込んでもらっているところもあるのです。そういうところというのは、一切マンションの住民とは接する点がなく、そういう部分も考えると、どういうふうに接触を持っていくかというのは課題の一つだと思うのです。そこは丁寧にしっかり町会の方のお話を聞きながら進めていただきたいと思います。

また、津波避難ビルのお話をさせていただくと、小樽市の、例えば市営住宅といった部分の共有スペースが実際に一時避難場所として使えないのかという部分で、全国の自治体、全部ではないですが、いろいろと調べると、なかなかそういう例はないみたいなのですが、津波避難ビルとして民間のマンションとかビルの共用スペースを避難場所にできるのに、市営住宅の共用スペースを一時避難場所にできない法律等があるから、各市町村でできないのか、それともそういう話にまで行き着いていないのかというふうに思うのですが、私は新しい市営住宅については十分耐震性もあると思いますから、共用スペースもとられている市営住宅もありますから、ぜひ市営住宅の中の一室ということではなくて、共用スペースが一時避難場所として考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○（総務）杉本主幹

現在の新しい市営住宅につきましては、通常一定の、例えば集会室等の共用スペースがとられております。また、住宅の構造にもよりますが、例えば片廊下式であるとか、ある程度の市営住宅の中で、例えば一時的にして

も収容できるスペースがある市営住宅につきましては、今後とも担当の課とも協議して、そのあたりを検討していきたいと思います。

○秋元委員

◎災害時要援護者避難支援プランについて

続きまして、これも先ほど報告していただいた災害時要援護者避難支援プランについてですけれども、先ほど人数のお話をしていただきまして、支援員の指定もかなり進んだようですが、まず要援護者に対して支援員というのは、決まった数で言うと、支援員 1 人に対して要援護者 1 人というような形なのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

要援護者 1 人に対して支援員が 1 人という方もおりますし、複数の支援員が設定されている場合もございます。

○秋元委員

複数の場合というのは、どういう場合なのですか。

○（総務）杉本主幹

一例ですけれども、例えば 1 人の要援護者に対して御近所にお住まいの、例えば御夫婦が支援者になられている場合又は近所に支援をお願いできる方が複数いて、例えば両隣とか、本当の御近所で複数設定されている場合というのがございます。

○秋元委員

私もこれをずっと何年もかけて質問して提案してきて、実は先日、小樽市のように山坂の多い九州の市で要援護者の避難訓練というのがテレビでやっていたまして、興味深く見させていただいたのですけれども、訓練をすればするほど絶対逃げられないということがわかったというお話でありました。非常にショックだったというのもありますけれども、ただ、津波から逃げるということが第一とそのまちも考えられているみたいですが、では、それをどうするかという話なのです。だめだからいいということではなくて、やはり津波だけではないわけですから、どういうふうに逃げるかということも考えると、以前にも話したように、やはり支援員には、避難所の情報や、こういう津波ハザードマップの情報といったいろいろな情報をしっかりと伝えていかなければいけないというふうに思うのです。私も近所に住んでいる御夫婦お二方の支援員をさせていただいているのですけれども、やはりいろいろなことを考えます。もし、津波が来たら、どういうふうにその人たちを救出できるのだろうかとか、家族はどうするのだろうかとかいろいろなことを考えますけれども、それはいろいろな情報があるからこそ考えるわけで、何もなくて支援員に、では、あなたはどここの A さんを支援してくださいと言っても、では何をどうすればいいのかというのは、なかなか難しいというふうに思うのですが、そういう情報の提供といいますか、それはどういうふうにされていますか。

○（総務）杉本主幹

一例ですけれども、各地域で昨年初めて災害時要援護者も含めた避難訓練を行いました。その際に、いろいろ大変だった点、もっとこうしたいほうがいい点等がございましたので、そういったところを今回津波避難計画とともに、最終的には各地域で避難訓練を実施できるところまで持っていく、お願いしたいというふうに考えておりますので、そういった中で、今、支援員というお話でしたけれども、災害時要援護者についてはもっと広げて、地域ぐるみで取り組んでいけるような体制づくりを各地域で考えていただけたらというふうに考えております。

○秋元委員

それで、現在 9,000 名でしたか、登録されているのは。これは障害を持っている方というのは含まれていないのですか。

○（総務）杉本主幹

9,000 名というのは登録されている方の総数でございまして、当初は 65 歳以上の高齢者というところから基礎調査

を始めておりましたが、各地区の民生委員からの登録情報によりまして、その中には障害を持たれている方も含まれている数字でございます。

○秋元委員

初めに非常に極論的な話をさせていただきましたけれども、やはりふだんから情報をしっかり持って、支援員になっていただいている方にも意識を持っていただいて、いざというときには救出できるようにしっかり対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、津波ハザードマップで感じたことなのですが、小樽市がつくっている耐震改修促進計画で想定されている地震、それは当然地震ですからあれなのですが、例えば直下型の地震だと、小樽市は地震津波とかというのは来ないというような予測なのですか。

○（総務）杉本主幹

俗に通常津波が想定される地震というのは、海域において海底部の地殻変動によって津波というものが発生します。一般的な話ですが、内陸部の直下型地震では津波は発生しないというふうには認識しております。

○秋元委員

しにくいということですね。

それで、その耐震改修促進計画でも港湾地域というのは非常に揺れやすいという表記がされておりまして、たぶん津波ハザードマップで想定されている地震の中でも、臨港地区とか銭函地域とか朝里地域というのは非常に揺れやすいという位置づけになると思うのです。

先日、函館市でGISを使って要援護者のデータをGISの中に落としていくという作業が始まったというお話をされていましたが、小樽市においてこのGISを活用してそういう方の、当然引っ越しされたりして、いろいろな状況でこのデータの更新というのは非常に難しいのですが、一目瞭然でどこにだれが住んでいるかというような情報を持つような考えはありますか。

○（総務）杉本主幹

今、一例としてGISということでの照会がございましたけれども、今回のマップの中に作成したデータ、これにつきましても、中に当然要援護者情報、これは実際に住所等が全部記録されておりますので、今後例えばGISをはじめ、いろいろなマッピングシステムがあると思いますので、その中での地図上での表記、これが活用できるように、その方式も含めて検討していきたいというふうに考えています。

○秋元委員

◎防災行政デジタル無線整備事業費について

次に、今回補正予算に計上されました防災行政デジタル無線整備事業費4,656万7,000円の内訳といたしますか、内容についてお聞かせいただけますか。

○（総務）杉本主幹

今回、補正予算の中で防災行政デジタル無線整備事業ということで出しております4,656万7,000円の内訳ですが、この中でまず予定しておりますのが、新設避難所を含む72か所に無線機を整備するという予定でございます。内容といたしましては、市役所に整備する指令局が1局で377万9,000円、それから小・中学校、高校等に整備を予定しております半固定型無線設備は51局で3,395万1,000円、それから市立病院、医療センター、その他の市の施設等の避難所に20台整備を予定しております携帯型の無線設備が726万2,000円、それから電波の伝搬状況、受信状況等を調査するエリア調整経費といたしまして157万5,000円、合計4,656万7,000円という内訳でございます。

○秋元委員

それで、細かい話になりますけれども、避難所全部に行き渡るという考えになるのですね。

○（総務）杉本主幹

今回整備しますところですが、新設を予定しております避難所も含めて、全避難所、両市立病院、それと市役所本庁舎を結ぶ設備でございます。

○秋元委員

それで、3 か所が新設されるということで、もう既にどこかというのは決まっているのですか。

○（総務）杉本主幹

この新設につきましては4 か所ありまして、双葉中学校、それから海上技術学校、それから北しりべし広域クリーンセンター、それから小樽商大でございます。

○秋元委員

今回、MCA という無線のシステムにすると伺いましたが、一般の防災行政無線とはどういう違いがあるのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

MCA 無線につきましては、例えば一つの地域の中継所を共用していくという点で大きく違ってまいります。今回採用いたしましたMCA 無線につきましては、赤岩に既に中継局が設置されておりまして、そこの中継局をそれぞれ共用していくこととなりますので、通常の防災デジタル無線ですと中継局は全部自前で設置しなければなりません。それと、電波につきましては、各チャンネルが振り分けられておりますので、その電波チャンネルにおきましても、この部分ではMCA の場合は共用ということになります。

それから、一般の防災行政無線とのもう一つの大きな違いは、防災行政無線の場合は専用波として免許が割り当てられます。MCA 無線の場合には、電波につきましては共用ということになりまして、例えば無線局が複数あったとしても、免許については一括申請で済むという点があります。一番最初に申し上げたように、中継局がもう既に設置されて共用いたしますので、そこを新設するための費用についてはかからないという点で大きく違ってまいります。

○秋元委員

チャンネルは複数使えるのですか。

○（総務）杉本主幹

チャンネルが複数あるところを、例えばそこの中継局を利用している各局で共用するという意味での複数でございます。

○秋元委員

私が言いたいのは、要するに防災担当と消防本部と例えば水道局ですとか、建設部とどういうふうに連携をとっていくかということなのですから、今の計画だと、今御説明いただいたように各避難所、病院、そして指令局ということなのですが、消防本部ですとか、水道局、建設部、実際何かあったら動くそういう部署とはどういうふうに連携をとっていきますか。

○（総務）杉本主幹

現在のデジタル無線ですが、例えば消防無線とMCA を比べますと、使っている周波数もシステムも違いますので、それぞれ互換性はございません。例えば消防との連携を一つ例に挙げますと、例えば本庁指令局で使うことを予定している無線機につきましては、移動することも可能でございますので、そういった点で消防本部と例えば災害対策本部を立ち上げた場合等、無線機の設置場所については庁内移動も可能ですので、そういった面も含めて例えば消防無線、消防無線と直接交信はできませんけれども、そういった点で連携を図っていくことは可能だというふうに考えております。

○秋元委員

◎防災教育について

最後に、学校の避難訓練について伺いたいと思います。

先ほど片田教授のお話をさせていただきまして、釜石で「想定にとらわれるな」と「ベストを尽くせ」と「率先避難者たれ」という教育をされたということですが、学校の生徒は、そのまちでは日中、例えば大人は父親も母親も仕事に行き、高校生は市外の学校に行くから、中学生が中心になって高齢者や小さな子供を守っていくのだよという教育を受けてきたらしいのです。ところが、教授は、そうではないのだと、まず自分がとにかく逃げなさいということをお話ししたら、生徒から、本当に自分だけが逃げていいのかと、今まで言っていたことと違うということで、反発といいますか、疑問があったらしいのですけれども、でも、とにかく自分が逃げるのだと。自分が逃げることによって、例えば自分の子供が家に帰らないということがわかれば、両親も逃げるのだと。だから、絶対に自分が率先避難者たれということで逃げたそうです。

それで具体的な例として、釜石の大人は、今までに何度も大きな地震や津波があっても、最近津波の警報があってもみんな逃げないのだそうです。なぜ逃げないのだと聞いたら、大丈夫だから。聞くと、釜石の防波堤は70メートルあるのですね、海から入ると。ギネスブックにも載っているということで、それはもう小学生も中学生もギネスブックに載っている防波堤があるのだから絶対大丈夫だとみんな言うのだそうです。

でも、ハザードマップのときに言ったとおり、やはりそれは一つの想定であって、まずは逃げなければだめだということをしっかり意識づけることが大事なのだというお話を受けまして、小樽市内においても大人は、津波の避難警報が出ても、なかなか逃げるような状況にないと思うのですけれども、これまでの様子といいますか、北海道南西沖地震ですとか十勝沖地震とか何度か大きな地震があったかと思うのですが、そういうときの状況、避難警報とか出て、小樽市内の状況というのは何か押さえていますか。一応、耐震改修促進計画の中で被害状況みたいなものがあったのですけれども、たぶん私が知っている限りでは、きっと多くの方が逃げなかったのだらうと思うのです。消防の方でだれかそういうときの状況がわかる方はいらっしゃいますか。きっと津波警報が出たら、海を見に行かれますよね、消防の方。そういう状況で何か特に感じていることはないでしょうか。情報はないでしょうか。

○（消防）警防課長

実際に正直申し上げて、そこまで現在把握しているという状況ではないのですから、何とも答弁できない部分でございます。

○秋元委員

私が言いたいのは、まず学校で、やはりこれは大きな教訓として実績を上げているわけですから、例えばその釜石の学校も、生徒はほぼ全員助かったのです。学校を休んでいた何名かの方が亡くなられたそうです。保護者にしてみると、ほとんどの方がやはり助かった。市内全域では1,000名以上の方が亡くなられたということで、割合で見ると、学校で教育を受けた子供たちの関係者はほとんど助かったということを考えれば、非常に効果があったのではないかと片田教授はおっしゃっていました。これは海に近い小樽市でも、間違いなくそのような大きな津波がいつ来るかわからないですし、津波ハザードマップを見せていただいて一つ思ったのは、日本で観測されている最高の津波というのは、私も初めて知って驚いたのですが、石垣島の明和の津波で85.4メートルだそうです。だからもう、たぶんどのような想定をしても無理だろうと。でも、とにかく逃げるということを教えなければ、きっと人の意識は変わらないということで、もちろんいろいろな対策はしますけれども、それをしっかり学校の中で教えていくということが大事なのだろうと。町会の皆さんにも、まずは逃げてください、避難してくださいということをぜひお伝えいただきたいというふうに思うのですけれども、防災と教育のほうからどうでしょうか。

○総務部長

小樽というのは、従来から災害の比較的に少ないまちだと言われてきましたから、我々の防災対策は必ずしも十分

ではないというふうに認識しているわけです。とはいえ、すべての防災対策というのを一遍にやるわけにはいかな
いものですから、少なくとも新年度に向けまして、今回ハザードマップもできましたけれども、まず災害の中でも
津波にまず焦点を当てよう。それから、対策についてもいろいろあるのですけれども、我々は現地に行ったわけ
ではなくて、詳しいことはわかりませんが、行動を早く起こすということ、的確な行動を起こすということが減災
につながるということは少なからず我々としては、報道から知る限り勉強させていただくということがありますの
で、災害としては津波、防災対策としては的確な避難行動をとるような形で津波避難計画をこれからつくってい
きましても、それを中心に当面やっていきたいと思っていますところであります。

○教育部長

学校ということ言えば、避難所としての側面、それと日中の大半を過ごす子供たちがいる場所と、二つの側面
があります。避難所については防災のほうでということでございますけれども、日中大半の時間を過ごす子供とい
うことで考えれば、現在も学校では、学校の災害に対する計画あるいはその危機管理マニュアルというのがござ
います。今回、防災のほうで津波を想定したハザードマップができたということでございますので、そういったもの
を活用しながら、実際学校において、大きくいえば危機管理、一般的には例えば地震が起きたときには机の下に潜
るというのが第一義的であったのですけれども、災害についてはいろいろな形があると思いますので、そういった
ものも想定して、危機管理の体制について学校に引き続き指導なりをしていきたいというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

大分質問が重なってまいりましたので、できるだけ重複を避けたいという態度で質問したいと思います。

◎学校支援ボランティアについて

まず、学校支援ボランティアの導入の関係で、私も学力向上ということでは非常に注目しておりますし、この
取組については評価していますし、先般、一般質問で安斎議員も今年から学校支援ボランティアをやるのだとい
うことで話を聞いていまして、私も非常に感心なことだと思っておりました。

それで、実は新聞記事にも非常に大きく取り上げられて、保護者とか市民の方から、いや、非常にいいことやっ
てくれると。これだったら、これから小樽の生徒は塾に通わせなくてもよくなるという話も出ました。正直に言っ
て、どうしてそのような話になるのかと思って、私もこの新聞をもう一回読み返していましたが、前提条件とい
ったものが、どなたがレクチャーしたのかわかりませんが、一切載っていないものですから、そういうことも
起き得るのだろうと。一般的には全小・中学校、全児童・生徒が一応対象になるというふうに考えていいのかど
うかというところが、問題を考えるときにあったのですけれども、いかがですか。

○（教育）指導室長

先ほど答弁させていただきましたとおり、今後、実施要綱で定めていきますけれども、基本的には長期休業中や
放課後の活用ということがまずメインになります。全小・中学校、全児童・生徒ということ、どこの学校に行くか
ということもわかりませんし、先ほど言ったように、大学生の希望というのがございますので、どれだけの学生が
実際にやってみたいというふうに手を上げるかというのもあります。そこを踏まえてということですので、委員が
おっしゃるようなすべての子供たちが塾に行かなくてもいいようになるといった形、イメージでは私どもはとらえ
ていないということが現実でございます。

○林下委員

私も札幌市の例などをいろいろ調べましたが、例えば札幌市では、生活保護受給世帯の中学生を対象にす
るとか、あるいはひとり親家庭の学習支援とか、いろいろ目的といいますか、前提条件があつて、私は小樽市のこ

の予算、この関係だけで見ますと、とてもこの予算額ではどれだけのことができるのかと正直思っていて、前提条件というか、市としてはそうした中でも公平を保つという意味からどのように生徒を指導していくとか、あるいはどういう地区でどういう方針でということをももちろん考えておられると思うのですが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○（教育）指導室長

大きな前提で言いますと、先ほど委員からありましたとおり、当市の子供たちの学力の状況は本当に課題があります。そして、先ほど秋元委員がおっしゃったとおり、携帯電話だとか家庭学習という部分が、非常に大きな課題であります。これを踏まえますと、具体的にどの学校とかどの生徒とか前提条件というのは小樽の子供全員だというふうに思っていますので、現段階では、例えば家庭学習の時間が少ないということを前提にして進めたいと思っていますので、学校からの希望と学生の希望をうまくマッチングさせたいというふうに思っています。

○林下委員

この問題については、先ほどからいろいろな意見がありましたけれども、現場との連携だとか、いろいろな課題をまだこれから議論しなければならないことがあるのだと思うのです。現状の中では、学校現場とどのような協議がなされて、どのような意見交換がされているのかということについてはどうでしょうか。

○（教育）指導室長

実際にこれまで、今年度についていいますと、長期休業中の補習というか、学校での学習会みたいなものについては、本当にわずかに何校しかないのですが、それ以外のほとんどの学校が実施しているという状況でございます。

そのような中では、何とかそういう外部の方の力もかりたいという声は私どもにも届いているところでございますので、何とかそういう形で進められるよう、学校の、現場の声も聞きながら進めてまいりたいと考えています。

○林下委員

もう一つ、先ほど商大とは本日協定を結んだというお話を伺いました。

それで、この支援事業を進めるに当たって、例えば派遣していただく学生、あるいはそういうところで先ほど講習会もやるというような話でしたけれども、その資質の見極めというのですか、そういったことも含めて、どちらが、大学側が責任を持つのか、教育委員会が責任を持つのかということで、今どのようにお考えでしょうか。

○（教育）指導室長

本日締結しました協定書の中にも、双方で十分進め方については協議していくということでございますので、特に学校現場においては守秘義務ということもございます。また、子供たちの指導に当たっては、先ほど上野委員からもございました生徒との距離感とか、いろいろな面でのサポートの部分もございます。その辺も踏まえて、双方で常に情報交換しながら進めていく。事故があつては大変なことでございますので、これは十分協議してまいりたいと思っております。

○林下委員

大体私も何かもやもやとしていた部分を理解できたのですが、一般的にはやはり 3 月 1 日付けの新聞記事などを見て、父母の方とか家庭ではいろいろな話題になっていると思いますから、ぜひいずれかの時期に教育委員会の事業の取組について、わかりやすく何らかのコメントを市民向けに発していく必要があるのではないかとこのように考えますが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃるとおり、その新聞報道だけではやはり理解できないというか、理解されていない部分もございますので、この後、学校を通じて保護者等にしっかりと周知できるようにしてまいりたいというふうに思っています。

○林下委員

次に、学校適正配置の関係で最近いろいろな陳情だとか、今日も私どものところにも陳情書を持って来られた方がおります。この間、いろいろな形で、地域で綿密に説明会というものを重ねて、何かどうも最近の動きは説明すればするほどそういう動きが反動的に返ってくるというようなことで、大変苦慮されていると思うのです。特に、塩谷地区を考えますと、一方では新幹線の関係で将来駅がなくなるという話があり、今度は学校もどこかに統合されるということで、地域としていろいろな不安といいますか、地域のコミュニティがどんどん失われていくのではないかという心配がありますし、実は教員を経験したOBにもそういう運動をされている方もおりますし、私もそういう視点では、市民にとっては、学校の統廃合ということでは片づけられない大きな話題になっているというふうには受け止めております。

◎学校再編に係るスクールバスの運行について

そこで、例えば塩谷小学校が仮に閉校の対象になって、長橋小学校に統合されるというような場合に、今までの説明ではスクールバスを運行するのだというふうに言われていますけれども、今、仮にそういう立場に立った場合に、教育委員会としてはスクールバスを走らせるというお考えでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校の再編に伴いまして、通学路の安全の確保というのは必要というふうに考えております。通学の中での制度支援という形になりますと、今、仮定として塩谷小学校が長橋小学校へ変更になりますと、現在の通学支援ではバス通学助成の対象となる距離というのがありますし、また現にスクールバスも配置しておりますので、そういったような支援を含めた形で今後検討していくという形になると思います。

○林下委員

教育委員会の考え方については、当然今までもいろいろな議論の場でそういうやりとりがあったと思いますけれども、今回並行在来線の経営分離の問題で、先ほど地域の説明会というお話がありました。それで、当然、住民から今後の公共交通の確保について検討してほしいという話もあったというような報告でしたけれども、私も例えば塩谷地区に限らず、蘭島も含めて、学校の統廃合と地域の公共交通の確保というのは、地域に生活している者にとっては非常に注目される課題だと。したがって、教育委員会だけで対応するのではなくて、地域としてそういうコミュニティバスとかデマンドバスを走らせて、地域の公共交通、利便性を確保していくということが大切ではないかと。何回もこういう話をしていますけれども、多くの地方で、地域で学校の統廃合があった場合に、今までは多くは過疎地だったのですが、そういうところでスクールバスを運行して、現実には非常に大きな負担になって、なかなか長続きをしないというような現状がありましたので、その点について企画政策室で何とかそういう今後の対策を検討できないかということではいかがお考えですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

公共交通の市内のバス路線についてなのですけれども、地域別に個々の課題はあるかもしれませんが、小樽市全体の公共交通について考えたときには、小樽市は非常に恵まれた環境でありまして、大きな問題があるとは認識していないというのが現状でございます。ただ、今後、人口減や少子高齢化などが進みまして、コミュニティバスやデマンドバスを検討していかなければならない時期が来るかもしれませんけれども、そういったときにはスクールバスとかも含めて検討はしていく必要もあるのかなというような状況で考えていますので、今すぐにこれらについて検討が必要だというような認識には立っておりません。

○林下委員

御答弁は今までのやりとりの経過からいってもそういうことだろうと思うのですけれども、これから例えばデマンドバスとか地域のコミュニティバスとかを運行する場合には、少なくとも地域協議会というものを設置して、ある程度国だとかいろいろな支援も含めて継続的な公共交通を確保していくという立場で言えば、結構手続、手順と

うか、そういうものに時間がかかるというふうには私は思っていますので、ぜひそういう立場で前向きにいろいろと、教育委員会ばかりでなくて小樽市全体としてそういう課題について取り組んでいただきたいというふうに思っています。

◎学校給食費の未納の実態と影響について

次に、先ほど御説明があった学校給食費の改定の件なのですが、これまでもずいぶん話題になっていましたが、学校給食費の未納の実態とそういったことが給食の運営に与える影響というか、与えているものがあるとするれば、それほどはないのかと思うのですが、その実態について御説明願います。

○（教育）学校給食課長

給食費の未納の関係でございますけれども、近年の動向で申し上げますと、平成22年度の決算では、現年分の収入率につきましては、98.46パーセントとなっております。未納金額は676万8,000円でございます。

それから、給食費の未納が食材等に与える影響でございますけれども、これまでの考え方といたしまして、単年度で収支の均衡を図るということで実施をしてございます。こういったことで、会計が4億3,000万円ないし4,000万円ほどの規模でありますので、なかなかびたりと一致するということまではいきませんが、繰越金等も含めてございまして、そういうものを含めて、極力収支の均衡を図る形でやっているところではございます。現実として、申し上げた収入率でございますので、設定された単価を、献立により増減はあるのですが、若干下回るという状況はございます。

○林下委員

非常に難しい課題だと思いますけれども、今後の学校給食の運営にもいろいろな面で支障が出ると困りますので、ぜひ取組も含めてお願いしたいと思います。

◎津波ハザードマップについて

次に、ハザードマップの関係で先ほど来質問がありますから、気になっている点だけ聞きたいのですが、留萌沖が発生源の場合、約10分で小樽に津波が押し寄せるとするような想定がされているというふうに私も先般聞いたのですが、その中で先ほど要援護者がたくさんいて、支援者がまだ決まっていない人もいます。例えば、このハザードマップで示されている地域の中に介護施設といった施設がまだ存在するか、私はあまり見た感じ記憶はないのですが、そういう施設を把握されていればお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

今回、ハザードマップで示されている浸水域というのは、沿岸部の比較的限定された地域となっております。海岸に近いところにある、例えば介護施設ではなくても、要援護者施設等がもしかしたらあるかもしれませんが、比較的規模の大きなものは、その中には含まれていないというふうに今のところ見ております。

○林下委員

それで、今回、東日本大震災がいろいろな角度から検証されて、最近テレビを見ていたら、地形によっては真横から津波が押し寄せたとか、そういうことは非常にまれなケースなのではしょうけれども、そのような話もありました。それで、津波の高さというのは、海底の地形や海岸線の形状で大きく変わることが最近研究の結果として出ているのですが、今回のハザードマップについては、道の地質研究所もいろいろかわって、研究されて想定されたというふうに思っているのですが、そういった部分は加味されているという理解でよろしいですか。

○（総務）杉本主幹

今回のハザードマップにつきましては、北海道の浸水予測に基づいてつくられているわけなのですが、地形等も考慮いたしました最大の高さ、これで今回のハザードマップについては三つの想定津波について解析がされておりますので、海底地形も含めまして、そういった地形については考慮されているものと認識しております。

○林下委員

◎学校跡利用のパブリックコメントについて

あと、学校跡利用の基本的な考え方ということで先ほど御説明がありました。それで、既に1月上旬から2月上旬にかけてパブリックコメントが行われたということで御説明がありましたけれども、実は我々も公式に初めて聞いたのですが、パブリックコメントの目的というのが当初いきなり示されたものですから、その目的がどのようなのだということで、大分市民の中に誤解が生じたのではないかという指摘がありました。当時、私もそのような話を問われても、なかなか適切に返すことができなくて、そういう記憶があるのですけれども、我々も理解が不十分であったし、目的や手法やタイミングをしっかりと理解して答えられるような状況になっていれば、こういう混乱は避けられたのではないかというふうに思うのですが、これは今後の学校適正配置の作業に影響を及ぼしかねない課題だというふうに思いますので、こういう作業に当たっては、教育委員会とよく連携をとっていただいて、取組をしていただきたいというふうに思いますが、この報告やそういう反省点といったことについては何か総務部としてはあるでしょうか。

○（総務）企画政策室長

このたびのパブリックコメントの関係なのですけれども、委員の皆さんに委員会でお知らせしない中で、私どもは予算特別委員会の議論の中で、こういう答申をつくっていききたいという話を質疑の中でもってしていたものですから、あとは手続的な、段取り的な形でもって実はパブリックコメントをかけていったという状況でございます。

このパブリックコメントは、基本的に市の大きな方針の場合かけなくてはいけないものですから、そういう中で実際かけていったわけなのですけれども、ただ、いかんせん皆様に報告をしない中でもってやったということは私どもの配慮が足りなかった部分なのかなというふうに考えてございます。

○林下委員

ぜひ今後の取組については、お互いに連携をしていただければ、いろいろなところでつまずいても困りますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎津波ハザードマップについて

本会議や予算特別委員会等でハザードマップについては、再三いろいろと取り上げられていると思うのですが、重複する質問もございすけれども、若干観点が違うので、御答弁していただけたらというふうに思います。

先ほど秋元委員に対する御答弁の中でも、この津波ハザードマップでやるのではなくて、今後改訂するということを前提に話させてもらおうと思うのですけれども、まずこのマップを見させてもらって1点最初に気がついたことが、非常に図としてはわかりやすいのですが、結構難しい言葉がたくさん書いてあるのです。今ここにいらっしゃる職員の皆さんにお伺いしたいのですけれども、「最大遡上高」という言葉と「浸水深」という言葉を、簡単でもいいので御説明できる方はどのぐらいいらっしゃいますか。

たぶん担当されている部署の方とか、消防の方とか、その言葉をふだんから取り扱っている方であると、わかると思うのです。ただ、これを見た市民がこの言葉を一目見て理解できるかというと、私は非常に難しいと思うのです。最大遡上高、浸水深、このような難しい言葉を、この後こういったことを基に考える人であればいいのですけれども、あくまでこれを市民に見せるというのであれば、やはりもう少しやわらかい言葉やかみ砕いた言葉を使わないと、特に高齢者、又は小学生や中学生が見たときに、果たしてはつきりと理解できるのだろうかという、非常にわかりにくい部分もあるのではないかと思うので、ぜひそういった点を次のときにまで改めていただきたい

というのが一つ要望としてあります。

改めて今回のマップをつくった点に当たって、最大遡上高の定義と浸水深の定義を御説明していただけますか。

○（総務）杉本主幹

最大遡上高と浸水深についてですけれども、まず最大遡上高につきましては、各沿岸地域で津波の到達する最高の標高をいいます。浸水深につきましては、津波が陸域に入ってきた場合の浸水域の地面から水面までの高さ、俗に言う深さですけれども、津波が浸水したところ、地面から水面までのいわゆる深さをいいます。

○成田委員

私はできればそういう言葉でこれに書いていただきたかったと。浸水深で0.何メートルと書いて、一々その言葉の説明をこの小さいところを見るよりも、そもそもこの浸水深が書いてあるのだったら、その部分は地上からの高さです、波がかぶったときの高さですというような形に変えていただきたいというのがまず一つあります。

それで、これもきっと道から出た資料を基におつくりになられていると思うので、非常に細かい部分が結構入っているのですけれども、そのような中でこのシミュレーションの条件というものは、果たしてこういうものに盛り込んで市民がこれを見て、果たして頭の中で、留萌沖で地震が起きて、さらに想定して、堤防がなくなったときとか、あるときとか、そのようなことを考えながら逃げる人や改めてそこを見直す人というのはいないと思うのです。そもそもこのシミュレーションの条件というのは、あくまでこういった議会とかたぶん皆さんの会議の中だけでわかっていればいいことだと思うので、こういった部分の文字というのも、たぶん読んでいる方にとって、書いてあることはそれほど簡単なことではなくて、それこそ高齢者とか小学生が見たときには非常にこの部分は必要なのかどうかということが気になるのです。

もう一点が、真ん中のところ、「津波の知識と対策」のところに、ここにも「地震の規模と震源断層面積の比較一覧」といってマグニチュードに関して面積の値が出ているのですけれども、この面積の、例えばマグニチュード7だったら、32平方キロメートルですか。この数字を見て、一体だれが何をとするのかという、これを見て計算か何かができる、この数字がこうだから、こっちに避難したほうがいいということにはならないですね。という部分で、あくまでこういったことを専門に考えられる方が、これを基に何かやるというのならいいと思うのですけれども、市民にとっては果たして必要な情報かという、まだここは改良の余地があるのではないかと。もし載せるのであれば、震度4とか5のときはこのぐらい揺れます、ちょっと立てない、震度6だったら立てないぐらいの揺れですとか、そういったものを盛り込んだほうがいいと思うので、このハザードマップ全体を、小学生や高齢者に向けてもう少しやわらかい言葉、かみ砕いた言葉でおつくりいただけないかという要望をしたいのですが、どうでしょうか。

○（総務）杉本主幹

委員がおっしゃるように、この書いてある内容の説明というのが、今回北海道の津波シミュレーションに基づいて作成したものですから、まずそのシミュレーションの内容がどうすればある程度わかっていたらいいかというのも一つありました。確かに、言葉ですとか書いてある内容は、なかなか一般の市民にはなじみの薄い部分もあると思います。そういった部分も含めて、今回このハザードマップで各地域の方にも見ていただきますので、その中でいろいろな意見をちょうだいしながら、次回の改訂時に掲載する内容についてはまた検討していきたいというふうに考えています。

○成田委員

それで、このハザードマップについて、少し掘り下げて御説明いただきたいと思うのですが、津波避難所というところと、一般の避難所というのがありまして、この言葉が二つ出ているので、この津波避難所という定義について、一体、避難所との違いは何なのかというところと、また、津波避難ビルの定義についても御説明いただけますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

まず、津波避難所の定義でございますけれども、一般の避難所との違いは、津波の発生による災害のおそれがあるときに、その被害を回避するために避難する場所ということで指定しております。ですから、避難する際にいったん高台へ、高いところへ身を寄せていただくというのが大切でございますけれども、津波が想定された場合には、最終的に津波避難所を目指していただきたいと。津波避難所につきましては、比較的標高の高いところを指定しておりますので、そういった面で考慮いただければと思います。

それから、津波避難ビルでございますけれども、津波による被害が想定されたときに、その地域の状況から地震発生から津波到達までの避難の時間的な猶予がない場合、それから近くに高台等がない場合に津波から避難するために一時的に緊急的に避難する、そういったビルとして指定しております。

○成田委員

今の御答弁を考えますと、津波避難所には何かこういったものを設置しているとか、そういったものではなくて、基本的には沿岸地域で津波のところに近いから津波避難所というような、そういった要件で設置しているという解釈でよろしいでしょうか。

○（総務）杉本主幹

特に通常の避難所と異なっている点というのは大きくはないのですが、まずは沿岸地域からここを津波の際には目指していただきたいということでの指定でございます。

○成田委員

この津波避難所ですが、今全部のマップを見せてもらったのですが、先ほど御答弁の中にも、ほかの委員の御質問の中にもいろいろとございましたが、津波避難所の中には耐震化が施されていないことが多いと。基本的に津波が来るということは大地震ですね。結局、津波から避難するということは、それだけ大きな地震がやってきて、その津波避難所そのものも大きな打撃を受ける可能性が高いという部分で、ある意味、物事が比例するかどうか、連動するのかなと思うのですが、津波避難所は少なくとも全部が耐震化が施されているわけではないので、そういった有事の際に、津波避難所が倒壊していたとか、一部壊れていたということが起こり得るのではないかとと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）杉本主幹

津波が発生するような大地震が発生した場合にということでございますが、通常規定しております避難所については、学校が多いのですが、通常の建物よりも学校は比較的頑丈にできているという点の一つでございますが、今、委員がおっしゃったように、本当に想定を超えるような大地震の際には、必ずしも倒壊の可能性はないとはやはり言いきれないと思っております。

○成田委員

そのような中で、学校が多いというふうに今おっしゃっていただいたので、いわゆる学校の耐震化とか統廃合も絡んでくるかと思うのですが、この津波避難所の中でこういうふうに現存する学校等が指定されているので、今はこのままだと思うのですが、今後、例えば学校の統廃合の影響等でここが避難所ではなくなるということもあり得るのかと。あとは学校統廃合でも特に、例えば言ってしまうのですが、蘭島とか塩谷とかの地域に関しては、塩谷の小・中学校、蘭島の小・中学校、二つずつありますが、たしかこの地域は、長橋から西側というのは中学校一つしか残らないということです。ということは、少なくとも今の学校適正配置計画からすると、必ずどこか中学校 1 校は避難所としても今後消えてしまう可能性があるということも言ってしまうわけで、そのような中で、明らかになくなってしまうような場所とか、そういったところはどこかに改めて設置するのか、又はそういった名称等を、例えば学校だったけれども、学校という名称ではなくなってしまうたら、今度はそういった地域の施設として残してやっていくのかということについては、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

学校統廃合に伴いまして、指定されている避難所について、地域によって避難所としてやはりどうしても必要な地域、それから代替の施設等があれば、代替の施設等を変更して指定していくことになりますけれども、今後ともそのあたりにつきましては、避難所としてその地域等から見た必要性ですとか、統廃合の際の建物等、避難所として、以降も必要、可能かどうかも含めて、今後検討していきたいというふうに考えています。

○総務部長

先ほどの小貫委員の質問にも答えるような形に一部なるのではないかと思いますので、学校の適配と避難所の関係ということを考えますと、これから我々は地域の御意見も聞きながら、考えていかなければならないので、どういうことが想定されるか、なかなか今の時点ではわからないのですが、一つ区切って考えますと、例えば適配の対象、閉校になる前を考えますと、まだ子供たちもいらっちゃって学校がある。これはたしか新谷議員の一般質問の再質問への答弁でしたが、多額の費用がかかるし、学校の適配の動きも見ながら考えていきたいということで、それはそのとおりなのですが、耐震化されていない学校というのものもあるわけですから、財源の問題だけではなくて、次善の策として、例えば近所に民間の施設があって強固な施設であれば、それを避難所に振りかえる。あるいはそれが無い場合については、適切な避難行動をとれるような形で考えるといったようなことで次善の策は検討していかなければいけないと思います。

それから、閉校後に残った学校をどうするかということになると思います。以前、新聞にも出ていたかと思うのですが、避難所として残す以上は、適切な管理者がいるということがまず大前提になると思うのです。ただ、避難所として残してだれもいない、ガラスは割られる、物は持っていかれるということの中で、避難所単体として存続するということは基本的には難しいのではないかと思います。これは地域の皆さんの御意見も今後聞いていかなければならないと思うのですが、基本的には避難所単体として残していく、管理者がいない中で残していくということは難しい。今ある学校については、次善の策を考えていきたい。これが今、我々の考え方でございます。

○成田委員

おっしゃっていただいたように、たぶんお金があればそれはやりたいけれども、当然ながら全体のバランスを考えて、財源を考えていかなければならないと思うので、それこそ学校を残しても、水道管をずっと使わないで置いておいたらどうなのだとか、いざ避難したはいいいけれども、水道がだめだったとか、いろいろなパターンが出てくると思うので、ぜひそのところはこの後の話でもう少し質問させてもらおうと思うのですが、考えていただきたいということで、あと何点か細かい地域に関して伺いたいと思います。

マップを全部見させてもらったのですが、石狩湾新港地域に関しては以前からも指摘させてもらってはいるのですが、残念ながら、津波避難所であるとか、津波避難ビルというものの設定がなかったということで、その部分については今後も全く考えていかないのかということが1点と、この地域に今後LNG火力発電所ができる。非常に多くの方が勤務され、近隣に工場ができる可能性がある。そのような状況の中で、そういったところの周辺整備とあわせて、津波から避難できるような公園にジャングルジムを大きくしたようなものを建てて、階段を設けて、回避できるようなものでもつくって、その地域に何もないということを避けなければならないのではないかと思います。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）杉本主幹

今、石狩湾新港地域ということでの御質問でございますけれども、確かに小樽市側ではあのあたりに大きな市の公共施設等がないものですから、なかなか避難場所の指定等も難しくなると思います。石狩湾新港地域につきましては、石狩市と接しているところですので、石狩市域と小樽市域、石狩湾新港地域を一体のものとして、石狩市と

一緒に津波も含めた防災計画を双方連携協力して考えていくということで石狩市と話をしておりますので、その中で今おっしゃっていたような津波避難所ですとか津波避難ビル、その他の避難対策について、石狩市と連携して検討していきたいというふうに考えております。

○成田委員

もう一点なのですが、このハザードマップ全体を見た中で、私もこれを見るまで、どこが本当に一番危ないのかというのがよくわからなかったのですが、この地図を見る限り、いわゆる色を塗っているところが一番危ないというか、津波の被害を受けやすいと想定されているということですね。そう考えると、蘭島では明らかにこの色を塗ってある面積が非常に広いわけなのです。なので、今この津波ハザードマップを基に考えると、この蘭島地区というところが一番浸水深にかかわる部分の面積が多くて、この地区が一番津波の被害を受けるというような可能性が高いというような認識でよろしいのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

委員がおっしゃるように、いわゆる住宅地の中では、蘭島の地域が一番浸水の面積としては大きくなっておりまして、ここの部分が被害を受ける可能性が高いということが言えると思います。

○成田委員

改めてこうやって出してみても、初めてどれだけそういった地域がわかるのかなというのは認識できたのですが、私が 1 点どうしても今後考えていただきたいのは、先ほど総務部長の御答弁にもありましたが、東日本大震災が起きる前から、学校統廃合の関係で、忍路地区で避難所等がなくなったときどうするのですかという投げかけを、三、四年ぐらい前からさせてもらっているのです。統廃合で地域から学校がなくなったら、本当に塩谷から西側はどこも避難できる場所がなくなってしまうと。学校がなくなった後、もし仮になくなったとしたらどうするのですかということはずっと話させてもらっていました。ハザードマップを見る限り、やはり耐震化といったことを考えると、塩谷から西側については非常に耐震化もされていない、されている建物が近隣にもない。かつ学校の統廃合も今考えなければならない地域だと。小樽市全体でも、優先してこの塩谷・蘭島地区は津波避難所の今後の方針を考えていくべきではないかと思うのですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）杉本主幹

塩谷・蘭島地区ということですが、実際に蘭島地区を例にとれば、住民を収容できる大きな施設がほかに見当たらないということから考えれば、その地区における避難所というのは非常に重要であろうというふうに考えております。塩谷地区につきましては、実際海岸沿いのところもありますけれども、比較的標高の高いところまで広くございます。そういった地域の状況も踏まえまして、特に塩谷については広いということもありますけれども、特に蘭島地域については、そういった避難所の今後の必要性についても十分考えていきたいというふうに考えております。

○成田委員

一番被害を受ける可能性が高い、かつ津波避難所が担保されていないのであれば、やはり住まわれている住民にも非常に御心配される方が出てくると思うので、ぜひここはお願いしたいと思います。

それと、一目見て蘭島地区が一番そういう形で被害を受ける可能性が高いというふうには感じたのですが、市民が注意しなければならない地域、いわゆる標高 5 メートル以下に分布するところで非常に人口が多い地域だったり、又はそこで働いている人が多いとか、その標高 5 メートル以下の世帯分布、又は交流人口が多い地域というのは、小樽市ではほかにどのような地域がありますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

今回のハザードマップの津波浸水予測範囲にも記されておりますけれども、まず先ほど委員から御指摘があった住宅地では蘭島地区、銭函の沿岸地域、このあたりが浸水域として、世帯分布のある程度あるところでございます。

それ以外で交流人口等が、訪れる方が多い、工場も含めてですけれども、市内の中では浸水域がある程度出てくる、色内埠頭を中心とした港湾地区の一角がございます。

○成田委員

ということは、蘭島、銭函、色内近辺の人は、しっかり事前に避難のことなどを考えてくださいという認識ですね。そういうことを報道機関が流してくれると、たぶん主幹の仕事が半分ぐらい減るという気がしているのですけれども、ぜひ市民にそのようなところを啓発して確認するということをやっていただきたいというふうに思います。

この項の最後に、このハザードマップを基に訓練をされるという形だったのですが、これは例えば浸水深にかかっているところの地域でやっていくのか、町会単位でやっていくのか、又はその標高の単位でやっていくのか、どのような区切りで訓練等を行っていくのかについてももう少しだけ御説明いただけますか。

○（総務）杉本主幹

今回のハザードマップに基づいて各地域の町会ですとか、自主防災組織、自治会等について津波避難計画を作成していただくのですけれども、既に各町会単位ですとか、各連合町会、自主防災組織の単位で既に避難訓練を行っている地区もございます。そういったところにつきましては、それぞれ津波避難計画に基づいて、同じ町会でも非常に広い範囲を網羅している町会と、町会の範囲が狭いところとございますので、今後、地域との説明会やその避難計画の策定の中で訓練の実施についてもどういった方向がいいのか、先ほどおっしゃられましたように、既に実施しているところもございますけれども、まだ実施していないところにつきましては、そういった地域の状況等も相談させていただきながら、訓練のプログラム等を考えていきたいという考えでおります。

○成田委員

町会のサイズの大きさにかかわらず、小さい単位でも大きい単位でもぜひ自主的にやっていただけるような取組を促していただければというふうに思います。

◎嘱託職員の採用方法と在籍数について

最後に、職員の採用方法と職員の在籍数等を伺いたかったのですが、現在の本市における嘱託員の人数というのをお聞かせ願えますでしょうか。

○（総務）職員課長

現在ということなのですが、本年度の4月時点ということで答弁したいのですが、平成23年4月1日現在で585人ということで、これは病院局の看護師といった職種も含めまして、いろいろな職種が入りますけれども、市全体の嘱託員の人数になっております。

○成田委員

多くの方がそういうふうな形で働いているというところで、正規の職員の数を増やしていくというのが、今人件費の関係でなかなか難しい中で、だんだんそういったところへの嘱託員の数というのいろいろなところで考えなければならぬとは思いますが、そのような中で、この嘱託員の中で長期間働いていらっしゃる方、例えば3年以上とかずっと同じような形で働いていらっしゃる方というのは、事務職だけとかでもいいので、人数というのはおわかりになりますでしょうか。

○（総務）職員課長

3年以上ということですので、事務職で採用した人数で言いますと、全体で年数に関係なく言うと、585人のうちの約110人おります。その中で平成23年4月1日を起点にしまして、3年以上ということでカウントすると、20年4月1日以降に採用した嘱託員が約30人おりますので、引き算しまして、80人という人数になります。ただ、年齢的に言えば、若い方から60歳前後の方、いろいろな方がいらっしゃるということでございます。

○成田委員

非常に多くの嘱託員が長く働いていらっしゃるということで、当然ながらその中で正規採用をねらって頑張って

採用試験を受けていらっしゃる方もいると思うのですけれども、中には当然ながらある程度の年齢を超えたら受験することはできないというところで、年齢制限みたいなものでチャンスがある段階で途絶えてしまうわけです。

何が言いたいかというと、ある程度そういった年齢制限にかかわらず、そういった嘱託員を続けて経験して、正規の職員になっても即戦力であるような方、又は民間企業に勤務されている方で I ターンや U ターンされる方など、そういった方たちを採用していく考えはないのかというところが 1 点気になったのです。その中で職員の数を増やせというのは、なかなかこの御時世では難しいと思うので、例えば今年は 8 人を新規採用する中で、2 人ぐらいはそういう形で枠を設けてみようとか、そういった嘱託員も、この先ずっと続けてやっていくという方も、そのようにできるのであればそういったところで正規の職員になるようなチャンスというか、そういったモチベーションを上げるようなものを私は設けていかなければならないと思うのですけれども、特に年代によっては採用そのものがなかった年齢の方もいらっしゃいますので、そのようなチャレンジする機会を設けていただけないかと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

今お話のあった件で、市の嘱託員ということに特化して、条件をつけて正規採用することは難しいということで、正規の職員の採用につきましては、いわゆる競争試験制度を市では取り入れていますので、そういった中で能力を実証していく中で採用していくという形になります。

ただ、この間、私どもが採用試験を行う中でやってきたことを説明させていただきますと、上限年齢の引上げというのですか、そういったものも最近で言いますと、大卒で言うと 28 歳未満ということで行ってきたのですが、御存じのように、平成 14 年から 20 年までの間で採用試験というものが 16 年と 19 年の 2 回しか行われていないという実態がございます。そういうことを考慮しまして、16 年には大卒の受験年齢を 2 歳引き上げています。21 年、ごく最近ですが、この際には、高卒、短大卒の年齢を 5 歳、それと大卒の年齢を 3 歳、それぞれ引き上げていまして、結局、卒業後 10 年まで受験可能という形に変えてきております。また、社会人採用ということでは、これまで、最近で言いますと 13 年と 21 年の 2 回やってございまして、それぞれ 13 年には 35 歳未満、21 年の時には 40 歳未満ということで、かなり採用試験をこの間やってこなかったことですか、就職状況が悪いという部分を勘案しまして、年齢についてはかなり門戸を広げてきているという形では、対応はさせていただいています。

ちなみに昨年、採用試験をやってございまして、この春採用する事務職で言うと 25 人採用して、今度入ってくる。技術職についてもそれぞれ、土木技術職で言うと 6 人、建築技術職で言うと 3 人入ってくるのですが、その中で当然一定の効果がございまして、年齢的に言うと事務職で 25 人のうち最年長で 31 歳の方が入ってきます。27 歳の方、28 歳の方が 2 人、29 歳の方もいますから、それで言うとかかなり効果があるのではないかという形で、それと建築技術職で言うと、3 人のうち 27 歳の方、28 歳の方の 2 人います。それと、土木技術職で言うと、6 人のうち 29 歳の方が 1 人います。ですから、そういった意味で、かなりチャンスという部分は広げてきていますので、その中で自分のチャンスを物にしていただきたいというふうに考えております。

○成田委員

この先もそうなのですけれども、少しでも条件緩和と言ったら言い方が変なのですが、そういったチャンスというか、非常に意欲高い人をやはり年齢にかかわらずとっていただきたいというのもあるので、ぜひ今後とも、もうやったからしばらくやらないではなくて、また時期を見て、そういった採用をするような活動をしていただければと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 09 分

再開 午後 5 時 35 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 29 号は否決、議案第 53 号は可決、陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第 29 号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてですが、東日本大震災にかかわる雑損控除額等の特例、たばこ税の税源移譲については、市民に負担が生じないことから賛成できますが、市民税均等割税率を引き上げること、分離課税にかかわる所得割額の特例廃止については反対です。所得にかかわらず公財源を負担するということには、税負担の原則からも外れています。法人税の増税は減税されている分を 3 年分に限り震災対策に回すというだけで実質的には負担増になりません。4 年目以降からは法人税の減税だけが続き、結局、負担増として残るのは所得税と住民税だけです。

議案第 53 号小樽市非核港湾条例案についてですが、本会議の提案で幾つかの事実を示して、非核証明書の提出こそが非核の小樽を守ることを主張しました。非核三原則が実施されることを願い、このようにある核兵器廃絶平和都市宣言を行った市として、条例の制定に向けて皆さんの御賛同をお願いするものです。

陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 294 号ないし第 308 号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について、並びに陳情第 293 号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等についてですが、新「小樽市室内水泳プール」の建設を総合計画の前期実施計画で実施設計を行うとしていながら、依然としてプールの建設地が見つからない中で、早期建設を求める市民が建設地の候補を提案してきました。この建設地が妥当でないと教育委員会がするならば、責任を持って早急にかわりの建設地を確保すべきです。

また、委員会審議でありました法律上の壁については、建築基準法第 48 条「特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。」とあり、該当の地区に高さ制限を設けている小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 14 条にも同様の規定があり、法律上は問題ないと考えます。

願意はいずれも妥当であり、いずれも採択を主張し、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 53 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 294 号ないし第 308 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第29号及び陳情第293号について、一括採決いたします。

議案は可決と陳情は継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつごあいさつをいただきたいと存じます。

(理事者あいさつ)

○委員長

退職される皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表して感謝を申し上げる次第でございます。第2の人生におかれましても、健康に十分留意されまして、ますます御活躍くださいますよう心から御祈念を申し上げる次第でございます。

私ごとでございますけれども、恐らく昭和26年から早生まれでは27年の3月の末までの生まれということで、私と同じ年代の方だと思います。ということで、皆さん退職されますけれども、私はもう少し残りますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

ということで、退職なされる皆様方におかれましては、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたします。